

償却資産に関する調査研究

－申告制度における申告者側・課税庁側双方の
事務の簡素化・効率化について－

令和3年3月

一般財団法人 資産評価システム研究センター

は し が き

固定資産税は、市町村を支える基幹税目として重要な役割を果たしてきておりますが、課税情報の公開の促進等を背景に、固定資産税制度や資産評価に対する納税者の関心はますます高まっております。

当評価センターは、昭和53年5月設立以来、調査研究事業を主要事業として位置付け地方公共団体に固定資産税に関し必要な情報を提供してまいりました。

本事業では、その時々固定資産税を巡る諸課題をテーマに、学識経験者、地方団体の関係者等をもって構成する研究委員会を設け調査研究を行っておりますが、本年度は4つの調査研究委員会において、固定資産税制度、固定資産評価制度に関して、専門的な調査研究を行ってまいりました。

このうち償却資産に関する調査研究委員会においては、前年度に引き続き「申告制度における申告者側・課税庁側双方の事務の簡素化・効率化」について調査研究を行いました。

ここに、その調査研究結果がまとまりましたので、研究報告書として公表する運びとなりました。つきましては、熱心にご研究、ご審議いただいた委員の皆様や関係の方々に対し、心から感謝申し上げます。

当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実を図るとともに、地方団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方団体をはじめ関係団体の皆様のなご指導、ご支援をお願い申し上げます。

令和3年3月

一般財団法人資産評価システム研究センター

理 事 長 株 丹 達 也

令和2年度 償却資産に関する調査研究委員会
委員名簿

委員 長	松 澤 洋 子	東京都主税局資産税部資産評価専門課長
委 員	永 森 秀	横浜市財政局主税部固定資産税課長
	橋 本 吉 弘	太田市総務部参事・資産税課長
	富 樫 薫	山形県庄内町税務町民課長
	高 橋 俊 行	日本税理士会連合会 専務理事
	平 井 貴 昭	日本税理士会連合会 常務理事・調査研究部部長
	新 美 聖 星	地方税共同機構 システム部システム企画グループ課長
	伊 藤 義 久	株式会社TKC 常務執行役員 システム開発研究所 税務情報システム設計センター センター長
	大木島 航	株式会社NTTデータ 社会基盤ソリューション事業本部 デジタルコミュニティ事業部 第一開発担当 部長

(順不同、敬称略)

(令和3年3月)

目 次

研究内容	1
I はじめに	
1 固定資産税（償却資産）制度の概要	2
2 固定資産税（償却資産）に係る申告の現状と課題	3
3 これまでの償却資産申告制度の見直しに関する検討経緯	
（1）平成29年度における検討	4
（2）平成30年度における検討	7
（3）令和元年度における検討	8
II 申告課税事務の簡素化・効率化（事務フロー等調査及び前年度申告データとの突合）	
1 償却資産に係る事務フロー等に関する調査結果について	10
2 申告書・種類別明細書における前年度の申告データとの突合	13
III 地方税共通納税システムの税目拡大について	
1 地方税における電子化の推進に関する検討会における議論	15
2 「中間とりまとめ」の概要	15
IV 基幹税務システムの標準化の検討状況について	
1 システムの標準化について	18
2 地方税務手続のデジタル化に関する政府決定	18
3 システム標準化によるメリットと効果	19
4 システム標準化の方向性及び検討体制	19
5 システム標準化の検討範囲及び仕様の考え方	20
V 電子申告率の向上に向けて	
1 eLTAXの概要	23
2 eLTAXの沿革	23
3 地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移	23
4 償却資産に係るeLTAXの利便性や機能の改善	24
5 電子申告率の向上策	25
6 地方団体における電子申告の勧奨の取り組み	26
VI まとめ	29

償却資産に関する調査研究委員会

【審 議 経 過】

○第1回〔令和2年6月11日（木）〕※

- （議題）（1）令和2年度調査研究テーマ・スケジュールについて
（2）申告制度における申告者側・課税庁側双方の事務の簡素化・効率化について

○第2回〔令和2年9月18日（金）〕

- （議題）（1）償却資産に係る事務フロー、前年度との突合調査に係る実態調査結果について
（2）標準的な申告受付・審査事務フローについて
（3）地方税共通納税システムを使用する収納に向けた検討について

○第3回〔令和2年12月17日（木）〕

- （議題）（1）基幹税務システムの標準化の検討状況について
（2）電子申告利用率の向上について

○第4回〔令和3年3月11日（木）〕※

- （議題） 令和2年度償却資産に関する調査研究委員会報告書（案）について

※新型コロナウイルス(COVID-19)感染症対策の観点よりメール開催。

研究内容

今年度の調査研究は、平成 29 年度・30 年度と 2 カ年にわたって開催された「償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会」における申告制度の見直し等に向けた議論を踏まえつつ、令和元年度に開催された「償却資産に関する調査研究委員会」で課題とされた「eLTAX の使い勝手の向上や電子申告率の向上、申告・課税事務の簡素化・効率化（前年度の申告データとの突合）、地方税共通納税システムの税目拡大」等についてさらに掘り下げ、償却資産の申告事務や課税事務をシステム化することにより簡素化・効率化を目指すことについて検討を行った。

具体的な検討項目は、①申告・課税事務の簡素化・効率化（償却資産の事務フロー及び前年度申告データとの突合）、②地方税共通納税システムの税目拡大、③基幹税務システムの標準化の検討状況、④電子申告率の向上の 4 項目であり、これらについて実務者の観点から検討を進めたところである。

I はじめに

1 固定資産税（償却資産）制度の概要

固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの間にある受益関係に着目し、応益的に課税する財産税であり、賦課期日（1月1日）時点の資産の所有者に課する賦課課税である。償却資産に対する固定資産税は、市町村の区域内に所在する事業者が事業活動を行う際の市町村からの行政サービス等の受益に着目して、課税客体とすることが適当との考えにより課税しているものである。

固定資産税を課税するにあたり、市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならないとされている。土地及び家屋については、地方税法（昭和25年法律226号。以下「法」という。）第381条第1項及び第3項の規定により登記簿に登録されている内容を登録する必要があるが、償却資産については、土地及び家屋と異なり登記制度がないため、償却資産の所有者に対して申告義務を課し、その申告された内容に基づき課税台帳に登録等を行っている。

償却資産の申告については、所有者（後述する道府県知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者を除く。）は、法第383条の規定により「総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない」とされている。なお、法第743条の規定により道府県知事が価格等の決定を行う大規模償却資産の所有者についても、法第745条の準用規定により道府県知事に対して同様の申告をしなければならない。

また、道府県知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者で納税義務があるものは、法第394条の規定により「総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該固定資産について、固定資産課税台帳に登録されるべき事項及びこれに記載されている事項その他固定資産の評価に必要な事項を1月31日までに道府県知事又は総務大臣に申告しなければならない」とされている。その際、対象となる固定資産は、法第389条第1項第1号の規定により「総務省令で定める船舶、車両その他の移動性償却資産又は可動性償却資産で2以上の市町村にわたって使用されるもののうち総務大臣が指定するもの」、同項第2号の規定により「鉄道、軌道、発電、送電、配電若しくは電気通信の用に供する固定資産又は2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち総務大臣が指定するもの」について、道府県知事（関係市町村が2以上の道府県に係るときは総務大臣）は、固定資産評価基準によって評価を行った後、固定資産が所在するものとされる市町村並びに価格等を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分し、毎年3月31日までに当該市町村の長に通知しなければならないとされている。

2 固定資産税（償却資産）に係る申告の現状と課題

固定資産税（償却資産）の申告制度については、以下のような現状や課題が指摘されているところである。

- ・ 法人は、法人税の申告のために、決算後2ヶ月以内に固定資産台帳の整備を行うとともに、固定資産税（償却資産）の申告のために、毎年1月1日現在の固定資産台帳（償却資産）を1月末までに整備している。このように、多くの事業者は固定資産台帳の整備を年に2回行わなければならない、事務が煩雑となっている。
- ・ 固定資産税（償却資産）の申告期限（1月末）の後に決算日が到来する法人の中には、償却資産の取得価格に、設計費・人件費等を含めて計算するようなもの（例えば、自社設備の工事費等）については、見込みで固定資産税（償却資産）の申告を行い、決算後に固定資産税（償却資産）の修正申告を行わざるを得ない事業者もいる。
- ・ 少額資産については、法人税において損金に算入することができるものであるが、1月末時点では損金に算入させるか未定であることが多いため、決算後に固定資産税（償却資産）の修正申告を行わざるを得ない事業者もいる。
- ・ 所有する固定資産（償却資産）が複数市町村に所在する場合、事業者はそれぞれの市町村に申告する必要があるため、申告事務が煩雑になっている。
- ・ 市町村において納税義務者（申告者）（以下同じ）や課税客体の捕捉が難しく、未申告者や未申告資産が多く存在する可能性がある。
- ・ 法人税とのチェック・アンド・バランスを通じた申告内容の適正化、課税資料の有効活用に向けて、国税との連携に改善の余地がある。
- ・ 固定資産税（償却資産）の電子申告の利用割合が低調であり、改善する余地がある。

特に日本税理士会連合会からは、以下のような要望がなされている。

「日本税理士会連合会 令和2年度税制改正に関する建議書」（R元.6.27）抜粋

IV 税制改正建議項目

21. 償却資産に係る固定資産税制度について、廃止を検討するなど、そのあり方を抜本的に見直すこと。

償却資産に係る固定資産税制度については、事業者の設備投資の阻害要因になっていること、現状では課税客体の捕捉が不十分であること、固定資産台帳の整理が賦課期日と決算日の年2回必要になるなど事業者に過度な事務負担を強いていること等の問題があり、また、主要諸外国において償却資産に対し課税している例は少なく、国際競争力の観点からも問題がある。したがって、同制度は速やかに廃止すべきである。

しかしながら、地方団体の財政の現状にかんがみ、代替財源が見つかるまでの間、制度を維持しつつ上記問題を解決するため、下記の点について見直す必要がある。その際、償却資産に係る固定資産税を固定資産税とは異なる税目とすることも検討すべきである。

(1) 申告期限の見直し

「償却資産課税のあり方に関する調査研究－申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について－」(平成30年3月(一財)資産評価システム研究センター)において、賦課期日は現行制度を維持しつつ、電子申告の場合に限り申告期限を法人税と一致させることを選択できる制度が示されている。これは、①償却資産の状況の把握を一時点に統一することで申告事務が簡素になる、②法人税とのチェック・アンド・バランス機能の発揮により適正申告が促される、③電子申告に限定することで、課税庁の事務効率化にも資する等の点で評価できるものであり、早期に実現すべきである。

(2) 申告事務手続の効率化に資するシステムの構築

上記(1)を実現するためには、納税者・課税庁双方について、申告・納税に係る電子的な環境の整備が必要である。例えば、eLTAXにおいて、複数課税庁に一括電子申告が可能なシステムや形式的なエラーチェック機能を導入すべきであり、また、地方税共通納税システムにおいて、対象税目を拡大するとともに、電子的な納税通知書を作成・送付する仕組み等を検討すべきである。

(3) 設備投資の促進及び事務負担の簡素化のための見直し

設備投資の促進や申告業務の簡素化のため、免税点の300万円(現行150万円)程度への引上げ、減価償却制度における残存価額の廃止、租税特別措置法における30万円未満の少額資産の費用化など、国税の課税標準の計算方法との整合性を図るべきである。

なお、免税点方式については、免税点を超えるとすべての償却資産に課税することになるため、基礎控除方式に変更することも検討すべきである。

3 これまでの償却資産申告制度の見直しに関する検討経緯

(1) 平成29年度における検討

平成29年度に、償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会を開催し、経済界や日本税理士会連合会、学識経験者、市町村職員、地方税電子化協議会等をメンバーとし、各種課題の解決策として「固定資産税(償却資産)の申告制度について、事業者が『現行方式』又は申告期限を法人税の申告期限と一致させる『新方式』から選択できる仕組みとする」見直し案について検討を進めてきたが、制度設計の具体化にあ

たり、地方団体から見直し案に対する意見聴取を行うとともに、制度の詳細について、平成30年度において更なる検討を行うものとされた。

当該見直し案については、以下のとおりである。

見直し案に係る概要

- 固定資産税（償却資産）の申告について、事業者が「現行方式」又は申告期限を法人税の申告期限と一致させる「新方式」から選択できる仕組みとする。
 - ・ 現行方式を継続するとともに、新方式を選択する場合には届出を行わせるオプション方式。
 - ・ 全ての地方団体で一律に選択制を導入。

賦課

賦課期日は、「現行方式」と「新方式」のどちらでも1月1日（現在の制度から変更なし）。

申告期限

- ・ 現行方式：1月末（現在の制度から変更なし）。
- ・ 新方式：賦課期日直後に到来する決算日から2ヶ月以内。ただし、11月・12月決算法人については、2月末（どちらについても、電子申告に限り申告を受け付ける）。

申告内容

- ・ 現行方式：賦課期日時点の資産状況（現在の制度から変更なし）。
- ・ 新方式：決算日時点の資産状況（除却資産及びその除却時期を付記。ただし、11月・12月決算法人については、決算日から賦課期日までの取得資産及びその取得時期も併せて付記）。
 - ※ 地方団体側で申告内容を賦課期日時点の資産状況に補正。
 - ※ 新方式による申告を希望する事業者は、賦課期日前一定期間までに届出書を提出（電子的手続に限る）。一度選んだ申告方法を変更する場合は、申請書を提出（紙または電子的手続による）。

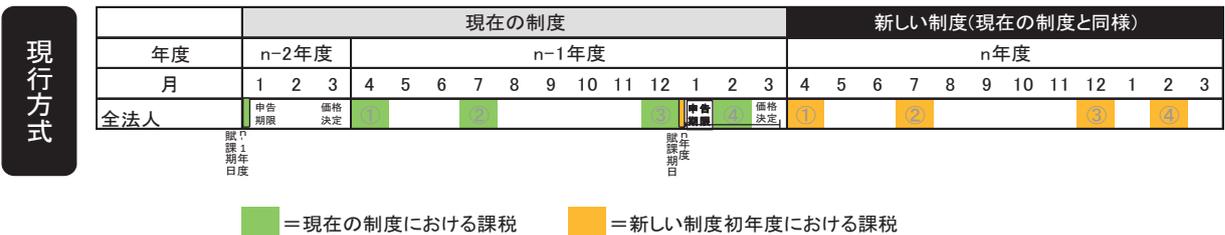
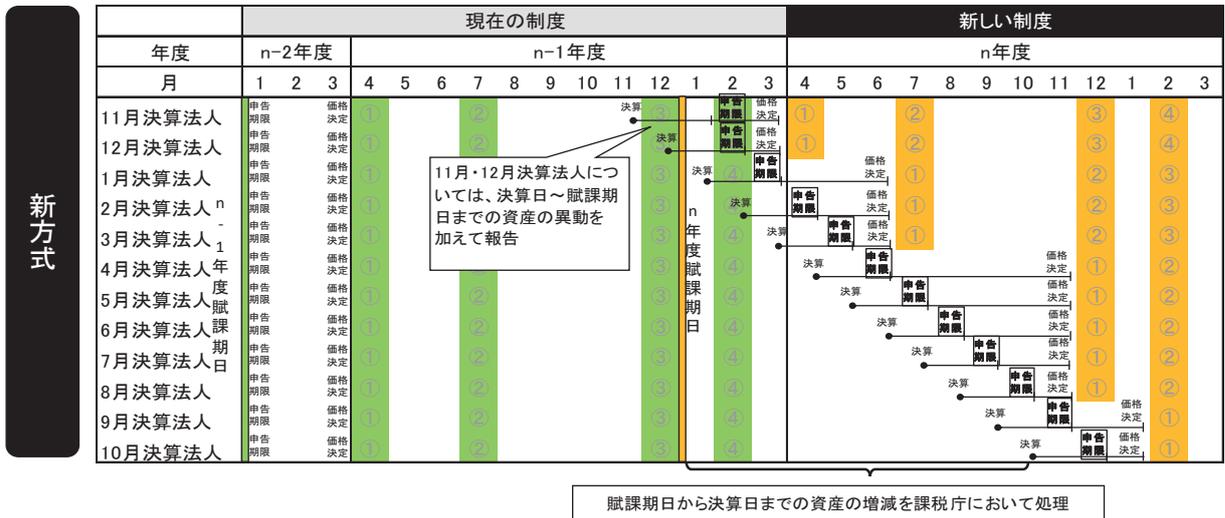
納期

- ・ 現行方式：4月、7月、12月及び2月中の年4回（現在の制度から変更なし）。
- ・ 新方式：新方式を選択した法人については、決算期により納期数に変動（1回～4回）。

なお、仮徴収制度は導入しない。

※ 現行方式の場合、条例により納期が変更されている例が多数ある。

※ 大臣（知事）配分資産は、新方式の対象から除外。



制度導入の主なメリット

- ・ 納税義務者：償却資産の申告と法人税等の申告が同時期になるため、固定資産台帳の整備を年に1回行えばよい
- ・ 課税庁：償却資産の申告内容の適正化、課税客体の的確な把握、電子化の推進による課税実務の効率化など、効率的で公正な課税事務の実現

(2) 平成 30 年度における検討

平成 30 年度においては、平成 29 年度の議論を踏まえ、申告時期の見直し等について、引き続き議論を行ったところ、以下のように整理された。

【平成 30 年度 償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会報告書（抜粋）】

VI まとめ

償却資産に対する固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、応益的に課税されるものであり、税収の面からも、市町村にとって重要な基幹税として位置づけられる一方、経済界からは制度そのものを廃止するなど抜本的な見直しを求める意見も多い。そのような状況の中で、本研究委員会は、平成 29 年度及び平成 30 年度の 2 カ年にわたり、申告事務に係る負担軽減、課税事務に係る効率化、電子申告率の向上等について、納税義務者側からの視点、課税庁側からの視点、固定資産税の性格に係る視点から、課税庁側・納税義務者側双方の利害を越えて議論を行った。

議論の中では、賦課期日の変更や仮徴収制度の導入等、今までされてこなかった大きな論点も扱ったが、課税現場や経済団体等からの様々な意見をもとに議論を行った結果、本研究委員会においては、申告期限の見直しや、事務手続きの ICT 化・効率化について重点的な検討を行った。

今般の申告期限の見直しの検討の狙いは、固定資産税と法人税の申告時点を一時点に統一することで申告事務の簡素化（二度手間感の解消）を図り、納税義務者の申告事務に係る利便性向上を目指すだけでなく、納税義務者のタックス・コンプライアンスの向上や法人税とのチェック・アンド・バランス機能の発揮による、適正な申告の促進を通じながら、課税の公平性をより高めていくことと、課税事務の効率化を目指すことにあった。

しかしながら、課税庁の課税事務や財政・会計事務に与える影響、納税義務者・課税庁双方のシステム改修、その他法制上の課題等、解決すべき課題が多数あることから、申告期限の見直しを直ちに行うことは難しいことが判明した。そのため、まずは、一括電子申告システムや地方税共通納税システムの導入、eLTAX の使い勝手の向上等、電子的な仕組みの整備を進めることにより、納税義務者・課税庁双方の事務の簡素化・効率化に向けた見直しを行い、それによる課税庁の受入態勢や納税義務者の電子申告態勢が整備された後に、改めて申告期限の見直し等の検討に着手する等、段階を追って着実に見直しを進めることが望まれる。

今後、実務者の観点からシステムの改修内容や改修時期、コスト等の検討を行い、これまで議論された様々な意見を勘案しつつ、市町村・納税義務者・システムベンダー等との合意形成を行い、最善の選択を得るべく検討を深めていくことを期待する。

(3) 令和元年度における検討

令和元年度においては、平成 29 年度・平成 30 年度における申告制度見直しの議論を踏まえ、償却資産の申告事務や課税事務をシステム化により簡素化・効率化することについて、実務者の観点から検討を進め、判明した事実と残された課題について、次のように整理された。

① eLTAX の使い勝手向上について

令和元年 9 月の eLTAX の更改にあわせて、PCdesk について WEB 版の刷新と S P（スマートフォン）版のリリースや申告データの一括作成機能の追加等の大幅な機能改善に加え、種別別明細書の明細数の上限拡大、エラーチェック機能の向上等、前年度の償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会における検討の状況も踏まえ、eLTAX の利便性が向上した。令和 2 年度には、さらなる機能改善として、複数課税庁への一括電子申告システムの改良も予定されている。

また、課税庁に対するアンケートにより、償却資産申告に係る課税事務・審査事務の現状を確認するとともに、審査事務において課税庁で課題となっている申告内容に対するチェック内容項目を把握した上で、課税庁から多くの要望が寄せられた申告項目の形式的エラーチェックの追加について、令和 2 年度に PCdesk の改修が予定されている。

今後のさらなる eLTAX の機能改善については、課税事務のより詳細な実態を把握し、費用対効果を示した上で、広く地方団体の意見を聞きながら検討する必要がある。

② 電子申告率の向上について

事業者等へのアンケート結果から、法人事業税や法人住民税に比べて、固定資産税（償却資産）の電子申告率が低い状況にあり、その理由として、「自社でシステムを整備しているものの、当該システムでは、紙による申告しか対応できていないこと」、「税務・会計ソフトウェア又は自社システムが、法人住民税又は法人事業税の電子申告に対応しているものの、固定資産税（償却資産）の電子申告には対応していないこと」といったことに加え、PCdesk とその機能を知らなかったということが判明した。

この結果から、今後、事業者等に対する電子申告の推進を行うこととともに、税務・会計ソフトウェア又は自社システムが電子申告に対応していなくとも、PCdesk を併用することで電子申告が可能であること等、eLTAX の機能面を詳しく周知する必要がある。

この場合、総務省や地方団体、地方税共同機構のみならず、経済界や税理士会、税務・会計ソフトウェアベンダーからの協力を受けつつ、あらゆる機会を活用し、効果的に実施する必要がある。

③ 申告・課税事務の簡素化・効率化（前年度の申告データとの突合）

課税庁における事務の効率化・簡素化を行うためには、例年1月末から3月末に行われる償却資産の申告受付・審査事務処理を極力自動化する必要があるが、全課税庁の約9割もの団体が、「申告データを紙に打ち出し、審査した上でシステムに入力」する方法を採用しており、その理由として、「紙申告の方が、件数が多く、電子申告でも紙申告と事務手続きを揃えるため」、「基幹税務システムでエラーが発生し、上手く連携ができないため」という回答や、「電子よりも紙で処理する方が、効率が良い」であるとか「(申告データの)修正処理の記録や保管のために紙で打ち出している」といった回答もあった。

申告時のエラーチェックの強化により、誤った内容で申告ができなくなり、事業者が手戻りなく必要最小限の手間で申告することに加え、課税庁も可能な限り人の手を介さず、電子的に申告されたデータを自動的に処理できるシステムを構築することが必要である。

前年度の申告データとの突合方法については、4つの案を考察し、議論したところであるが、この4案はあくまで議論のたたき台として考察したものであること、また、現時点において課税庁の業務フローが多種多様にわたっており、全団体に当てはまるものとは一概には言えないことから今後、業務フローの標準化の議論と併せて申告・課税事務の簡素化・効率化の検討が引き続き必要であるものと考えられる。

④ 地方税共通納税システムの税目拡大に向けて

「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、地方税共通納税システムの対象税目の拡大を検討する場合には、固定資産税等の賦課税目を念頭に検討を進めていく必要があり、今後、実務的な検討を行うこととされている。

固定資産税を対象税目に追加することについては、委員から、検討されている各案のメリット・デメリットや納税者の負担を考慮すべき等の意見があったところであり、引き続き、上記検討会と連携した検討が必要である。

Ⅱ 申告課税事務の簡素化・効率化（事務フロー等調査及び前年度申告データとの突合）

令和元年度に「前年度申告データとの突合方法の自動化」を検討したが、各市町村の課税業務フローが多種多様にわたっており、各地方団体の既存のシステムに当てはまるものとは一概には言えないこと、また、令和2年度から、総務省において地方団体の基幹税務システムの標準仕様書（機能要件・帳票要件）の策定に向けた検討が行われることから、令和2年度の研究委員会では、償却資産に係る標準的な申告受付・審査事務の全体像を整理しつつ、自動化可能な業務を抽出し、検討することとした。

令和元年度に、事務の簡素・効率化の観点から2つの地方団体にサンプル調査を行ったが、同一の基幹税務システムを導入している団体での事務フローを元にしたもので、他のベンダーのシステム構成等を考慮していなかった。また、調査対象となった団体は一般的な市及び町であるが、東京都や政令指定都市では、償却資産の申告を都税事務所や市税事務所に申告しており、一般市とは事務フローが異なる点があると考えられることから、全国的な事務フローを整理するためには、より多くの団体の調査が必要と考えられた。

そこで、東京都や政令指定都市を含む23の地方団体を対象として、償却資産に係る事務フロー及び前年度との資料の突合方法について調査を行った。

1 償却資産に係る事務フロー等に関する調査結果について（資料編.P41～P43）

<調査事項>

調査票A 標準的な事務フローを作成するための調査

- ① 事務フロー：大分類のイメージ
- ② 作業項目：中分類のイメージ
- ③ 作業分類：小分類のイメージ
 - ③-1：「受付・審査段階」「償却資産システム」の各段階で何を行っているのか
 - ③-2：作業が行われている場所（本庁・区役所等）
 - ③-3：関連する他システム等（住基台帳などのシステムや他税目との連携）
 - ③-4：作業人員・所要時間
 - ③-5：システムによる自動化
- ④ 備考：補足事項や確認事項など

調査票B 前年度との突合の自動化を検討するための調査

- ① 現在、突合している項目（自動突合・手動で突合）
- ② 今後、自動で突合したい項目
- ③ 補足説明
- ④ 自動突合する上での懸念事項
- ⑤ 申告書・種類別明細書に加えて欲しい項目

<調査結果>

償却資産の事務フローについては、詳細は異なるものの、電子申告の場合と紙申告の場合でそれほど大きな差異は見られなかった。その理由として、①償却資産は土地及び家屋とは異なり、納税義務者からの申告に基づいて課税が行われていること、②資産の評価額等の算出方法が法人税の場合とほぼ同じであること、③eLTAXによる電子申告データについては、記載誤り等によりそのまま基幹税務システムに取り込んでも多数のエラーが発生することから、多くの地方団体では、紙にプリントアウトした上でエラーチェックなどの審査を行い、その後、基幹税務システムに入力していることによるものと考えられる。また、一部の地方団体では、申告内容の審査が終わった後、申告データのシステムへの入力や取り込みなどのパンチ作業やシステムへの入力結果の検証作業を、外部委託事業者（システムベンダー）等に委託している例があった。

人口規模の大きい東京都及び川崎市の事務の例では、各都税事務所、各市税事務所において事務処理を行っているが、申告受付や基幹税務システムへの入力等の作業は各事務所単位で完結しており、各税務事務所と本庁との間では事務の受け渡し等は発生しておらず、各税務事務所の事務作業が異なる点はみられなかった。各税務事務所の単位で、一般の市町村の事務と同じような事務フローで作業が行われていた。

なお、調査結果を踏まえた標準的な申告受付・審査事務フローについては、おおむね次のとおりである。

<電子申告の場合>

- ① 前年度の申告情報を基に当年度のプレ申告データを作成
- ② eLTAX を通じてプレ申告データ送付（別途、申告案内も送付する場合もある）
- ③ 申告データの受信（種類別明細書等の確認、受付日等の記録、eLTAX のエラーリストの確認）

<紙申告の場合>

- ① 前年度の課税情報を基に、当年度のプレ申告書（ハガキ等を含む）を作成
- ② プレ申告書を郵送（申告案内も同封）
- ③ 申告書の受付（種類別明細書等の確認、受付日等の記録）

<以降は、電子申告も書面申告もほぼ同様>

- ④ 申告データ（申告書）の仕分け（新規事業者か既存事業者か、全資産申告か増減資産のみの申告か、資産増減の有無等により仕分ける）
- ⑤ 所有者情報の審査（申告された情報と前年度の所有者情報を突合）
- ⑥ 所有者情報の登録・変更・閉鎖（新規事業者の登録、廃業等による閉鎖処理）
- ⑦ 申告書の審査（前年度の申告書との突合）
- ⑧ 種類別明細書の審査（未記入や誤記入、計算誤り等の有無の確認）

- ⑨ 資産1品データの確認（前年度に申告された資産が除却・修正されずに申告されているかどうか、資産に増減修正があったか等）
- ⑩ 償却資産として課税すべきでないものが申告されていないかの確認（非課税資産や自動車税の種別割の課税客体となるものが含まれていないか等）
- ⑪ 課税標準の特例の適用状況及び付属資料の確認及び適用可否の判断）
- ⑫ 基幹税務システムへの申告書（データ）の入力・取り込み
- ⑬ 基幹税務システムへの種類別明細書（データ）の入力・取り込み
→ この時点でシステムエラーが発生すると、⑦～⑪の審査を再度行う。
- ⑭ 課税データへの反映
- ⑮ 申告データ課税データの突合確認

標準的な申告受付・審査事務フローは、おおむね上記の流れとなっているが、各地方団体において大きく異なっていたのは、「申告内容を審査した上で、申告データを基幹税務システムに取り込むのか」、それとも「基幹税務システムに申告データを取り込んだ上で、申告内容の審査を行うのか」（上記の事務フローで言えば、⑦～⑪と⑫～⑬の順序が逆の場合がある）という点であり、多くの団体では、前者の方法が採用されていた。また、それぞれのメリット・デメリットについて下記のとおりとりまとめた。

今後、職員の事務の簡素化・効率化を進めるためには、前者よりも後者による対応に移行していく必要があると考えられるが、現時点ではチェック漏れが発生しやすいことやデータ容量の関係で取り込みができないなどの課題もあるため、サーバの増設等によるデータ容量の増強やエラー・アラートの設定など、基幹税務システムの標準化も踏まえながら、システム改修していく必要がある。

また、職員の事務負担については、いずれの団体も、申告内容の審査（上記⑦～⑪）に多くの時間を要しており（平均で一人あたり58時間）、この部分を自動化できれば作業の効率化が進むものと考えられる。なお、申告データの入力（上記⑫⑬）を外部事業者に委託することで、職員の事務負担を抑えている団体もあった。

分類	考え方	メリット	デメリット
① 申告内容を審査した上で、申告データを基幹税務システムに取り込むケース	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹税務システムへの取り込みの際に、エラーが大量に発生することを回避するため ・印刷・保管している前年度の申告書等と並べて確認したいという要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・種類別明細書の詳細まで確認できること ・非課税資産の登録誤りや課税標準の特例適用可否も、同時にチェックできること 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの作業人員・作業時間数が必要。また、予め審査するポイント等をまとめておかなければならない等職員のノウハウの蓄積が必要。 ・資産数が多い大企業等の種類別明細書を全て審査することが困難。
② 基幹税務システムに申告データを取り込んだ上で、申告内容の審査（エラー潰し）を行うケース	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の申告書等を効率的に審査し、職員の事務負担をなるべく減らすため 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業時間数が少なく済むこと ・大量の申告書等を一括でチェックできること ・エラー箇所がはっきり分かること 	<ul style="list-style-type: none"> ・申告内容を修正してエラーを解消しても、新たなエラーが発生する可能性があり、作業が2度手間になってしまう可能性もある。 ・種類別明細書内に非課税資産等がある場合など、チェック漏れが発生する可能性がある（アラート要件化による対応が可能か）。 ・非課税資産の適用可否については、システム上でチェック出来ない（職員の目が必要）。 ・団体によっては、データ容量等の関係で種類別明細書をシステムに入力・取り込みしない場合もあり、システム自体が左記②に対応していない場合もある。

2 申告書・種類別明細書における前年度の申告データとの突合（資料編.P44～P45）

令和元年度の研究委員会では、前年度の申告データの突合方法についての検討が行われ、eLTAX で突合作業を行うことが出来れば、課税庁のシステム改修コストが抑えられると考えられたが、今年度の検討の結果、以下の課題が発生することがわかった。

- ① 償却資産の申告時期は例年1月末であるが、同時期に個人住民税の給与支払報告書や、法人住民税等における11月末決算法人の申告など、他税目の申告時期と重なっていることから、償却資産の申告書等の突合作業をeLTAXポータルセンタで行った場合、サーバに大きな負荷がかかり、場合によってはサーバダウンの恐れがあること
- ② 地方団体によっては、当該団体のICTに係るセキュリティポリシーにより、eLTAXと基幹税務システムを接続していない場合（外部システムと内部システムの接続を禁止している場合）があり、全ての地方団体が突合のために前年度の申告データをアップロードできるわけではないこと
- ③ 資産1品同士の突合は、統一規格の資産コードを設定しなければ実現が困難であるが、現在の資産コードは、納税義務者側が設定している場合と課税庁側が設定している場合の2つケースがあり、これを全て統一するならば、課税庁のみならず申告者側にも申告の際に資産コードを統一規格に修正してもらう必要があり、資産数の多い事業者の場合、相当困難な作業となると考えられること

このような状況から、eLTAX上で申告データの自動突合を行うことは困難であり、当該作業は、基幹税務システムで行う必要があると考えられる。

なお、基幹税務システムについては、総務省において、標準化仕様書の作成に係る検討（固定資産税ワーキングチームにおいて検討）が行われていることから、その中で、償却資産の申告内容の突合機能（アラート機能など）を盛り込んでいく方法が考えられる。

具体的な資産の突合手法の案としては、eLTAXから基幹税務システムにデータを取り込む際に、前年度申告（課税）情報との整合性が合わない場合に、アラート（警告メッセージ）が発生する仕様が考えられる。その際、資産1品データを突合する方法として、本来であれば資産コードを用いて突合させる手法が望ましいが、前述の3つの理由により、現状では資産コードを用いた突合は困難であると考えられる。そこで「資産コード」ではなく、資産に修正がない限り変更されることがない「資産の名称」、「取得年月」、「取得価額」の3点（さらに「耐用年数」を加える案が委員から示された）を用いて、突合する方法が考えられる。

また、各地方団体に対し、自動突合したい項目について調査を実施したところ、次の項目について、自動突合を希望する意見が多く出された。

「前年度との突合項目及び自動突合したい項目（調査結果）」

様式	項目名	手動で突合していると回答した団体数	自動化したいと回答した団体数 ()は全団体に占める割合	団体からの意見 (懸念事項・加えて欲しい事項等)
申告書	所有者住所	21	15 (65.2%)	・利用届出が旧住所のままとなっており、確認に時間を要する案件が多い。
	所有者氏名	21	15 (65.2%)	・名称・代表者・屋号のデータ区別ができるように枠を独立化すべきか。
	個人番号又は法人番号	13	13 (56.5%)	・番号の真正性の確認が自動でできないこと。eLTAXの申告時に真正性の確認を行うことで解消できないか。 ・共有名義の場合は、突合が難しい。また、本社ではなく、営業所等別に申告される場合がある。
	所有者コード	20	15 (65.2%)	
	【資産の種類別】 取得価額－前年前取得したもの	18	18 (78.3%)	・併せて、種類別明細書データとの突合をしたい。 ・修正等があった場合など不一致が多く発生することが想定される為、その場合でも受付可とし、不一致であったことが確認できると良い。
	【合計】 取得価額－前年前取得したもの	18	18 (78.3%)	
種類別明細書	資産の種類	11	13 (56.5%)	・記入漏れや修正等があり、不突合が多い。 ・修正等があった場合など不一致が多く発生することが想定される為、その場合でも受付可とし、不一致であったことが確認できると良い。
	資産の名称等	12	13 (56.5%)	
	取得年月	12	13 (56.5%)	
	取得価額	12	13 (56.5%)	
	数量	12	14 (60.9%)	
	耐用年数	13	13 (56.5%)	
	課税標準の特例	11	13 (56.5%)	・特例率だけでは、特例の理由や特例の期限も分からない。

〈委員からの意見〉

この点に関する委員からの意見は以下のとおりである。

- 事務フローにおいて、都や政令指定都市とそれ以外の地方団体では、事業者の規模による違いも出てくる可能性があるため、各地方団体に共通するもの、各地方団体で相違するものとその要因等を踏まえながら検討するべき。
- 各地方団体による事務フローの差異は出てくると思うが、客観的な視点を持ちつつ、なるべくシンプルな形で示すことができるよう検討を進めていくべき。
- 課税庁において独自に実施している作業がある場合は、できるだけ詳細にヒアリングした方が、実態の把握につながる。
- 種類明細書の資産コードについては、地方団体によって扱いが異なっており、事業者が独自の資産コードを使っている例もあれば、課税庁側で独自に資産コードを割り振っている例もあり、これを統一化するのはなかなか困難である。資産コードに変わる自動突合の方法として、提案のあった「資産の名称」、「取得年月」、「取得価額」の3点に「耐用年数」を加えてはどうか。
- 1月末は、個人住民税の給与支払い報告書など他税目の手続きも集中する一方で、償却資産の申告もあるのでeLTAXのサーバに負担がかかると考えられるが、納税者側でも確定申告などの作業が集中する時期で、国税と地方税で繁忙期が重なっており、もう少し税務手続きの時期の平準化を中長期的に検討するべき。

Ⅲ 地方税共通納税システムの税目拡大について

1 地方税における電子化の推進に関する検討会における議論

令和元年10月にeLTAXの機能の一つとして、「地方税共通納税システム」が導入された。地方税共通納税システムは、eLTAX上で納税を電子納付する仕組みであり、納税者に対するメリットがあるほか、地方団体や指定金融機関等における業務効率化・省力化につながるものである。導入時の対象税目は、電子申告等をeLTAXにより対応していた税目のうち、法人事業税及び法人住民税、個人住民税（給与所得・退職所得にかかる特別徴収）、事業所税である。

この地方税共通納税システムについては、学識経験者、地方団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共同機構で構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、対象税目の拡大の議論が行われており、令和元年度の同検討会での提言を受け、令和2年度税制改正により、令和3年10月以後に特別徴収義務者が行う利子割・配当割・株式等譲渡所得割の申告及び納税について、eLTAXを通じて行うことができることとなった。現在、地方団体や地方税共同機構においては、その準備が進められている。

令和2年度に開催された同検討会では、経済団体からの要望や、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い行政手続のデジタル化を求める声が高まっていること、地方団体におけるシステム改修費の観点から、複数税目を同時に改修した方が効率的であることから、固定資産税や自動車税といった賦課税目を念頭に、対象税目の更なる拡大に向けた議論が行われており、償却資産の課税事務の簡素化・効率化について検討する当研究会とも関連が深いことから、その検討状況（中間とりまとめ）について議論を行った。

2 「中間とりまとめ」の概要

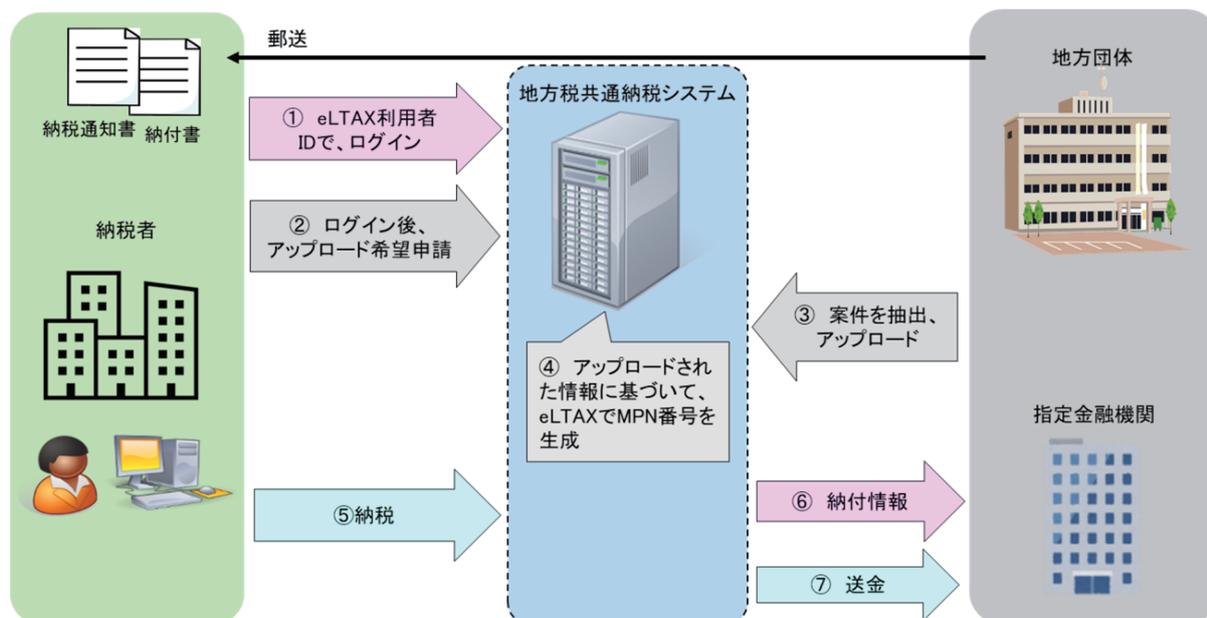
「地方税における電子化の推進に関する検討会」実務者ワーキンググループがまとめた「中間とりまとめ」によると、地方税共通納税システムの更なる対象拡大については、全ての地方団体が一斉にスタートする仕組みとし、対象税目は、固定資産税・都市計画税、自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）等を含めるべきとされ、対象税目拡大のスケジュールは、できる限り早期の実現を目指す観点から、令和5年度分の課税から導入する方向で準備を進めるべきとされている。ただし、地方税のシステム標準化の実施時期や地方団体のシステム更新予定時期などを踏まえて、導入時期を探ってはどうかとの意見も出されている。

具体的な手続きの仕組みとしては、

- ① 納税者は、eLTAX利用者IDにより、地方税共通納税システムにログインする。
- ② ログイン後、地方団体から郵送された納付書に記載された情報を元に、当該納税者のeLTAXアカウントへのアップロードを希望する。
- ③ 地方団体は、アップロード依頼のあった案件を基幹税務システムから抽出し、eLTAXの地方税共通納税システムにアップロードを行う。

- ④ アップロードされた情報に基づいて、地方税共通納税システムでは、マルチペイメントネットワーク（地方団体と金融機関を結ぶ税金等の収納を行う共通のネットワーク）番号を生成する。
 - ⑤ 納税義務者がマルチペイメントネットワークにより電子納付する。
 - ⑥ 地方税共通納税システムから指定金融機関に対し納付情報が送付される。
- といったものであり、具体的なイメージ図は下記のとおりである。

地方税共通納税システムによる電子納税のイメージ



「令和2年度 地方税における電子化の推進に関する検討会 とりまとめ」資料より抜粋

中間とりまとめにおいては、納税手続きは現行の納税手続きと同様とし、納期ごとの分割納付や全納期分の一括納付についても対応することとされている。また、今後の検討課題として、納税通知書そのものを電子化することについても引き続き検討を行うこととされている。なお、地方税における全国統一的なキャッシュレス化の要請が高まっていることから、紙の納付書にQRコードを付す案についても、並行して引き続き検討していくべきとされている。(資料編.P54～P57)

〈委員からの意見〉

この点に関する委員からの意見は以下のとおりである。

- 地方団体の収納担当課では、電子納税のデータが送られてきたものの、基幹税務システムとの紐付けができずエラーとなってしまうケースがある。紐付けのための番号が手入力であるため、こういったことがあり得る。
- 政府の持続化給付などの申請は法人番号で処理していることから、納付書や納税通知書に付した番号を利用するよりも、法人番号を活用してはどうか。
- 納税通知書に記載される番号は、定義も桁数も市町村ごとにバラバラで、入力誤りなどによる混乱が起きやすく、(複数の市町村に資産のある)納税者にとってはストレスがたまりやすいのではないか。
- 法人番号のみでの紐付けが難しいのであれば、事業年度や申告区分など納税者にわかりやすい項目を組み合わせる紐付けできないだろうか。
- 土地・家屋に係る納税通知書と償却資産の納税通知書を分けて送付している地方団体もあるが、土地・家屋・償却資産をまとめて送付している地方団体もあり、それぞれの地方団体の立場からも(アップロード希望のあった情報を基幹税務システムで個別の課税案件にどうやって紐付けるかについて)検討を進めていく必要がある。

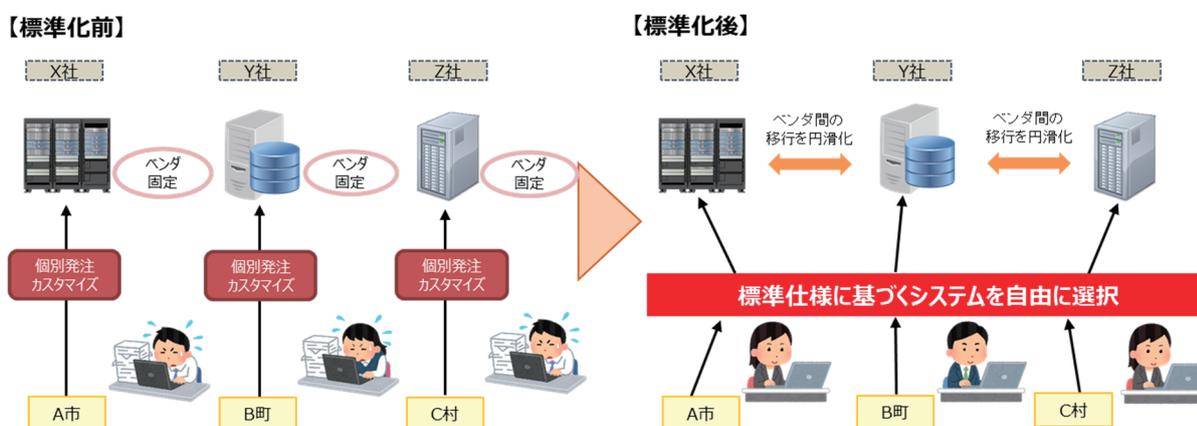
IV 基幹税務システムの標準化の検討状況について

1 システムの標準化について

地方団体が税務行政を行うための基幹税務システムについては、各地方団体が独自に構築し、改修してきた結果、維持管理や地方税制改正に伴う改修等について、地方団体ごとに人的負担や財政的負担が発生している状況となっている。また、納税者である住民や企業等にとっても、地方団体ごとに異なる対応が必要となっている。

こうした課題を解決するため、国が標準的な仕様を定め、原則としてカスタマイズせずに利用することで、効率的な行政を実現する必要がある。そのため、令和2年度から「税務システム等標準化検討会」を開催し、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、収納管理といった項目に分けて、各税務行政に係る市町村のシステムの標準化について検討が行われている。

税務システムの標準化のイメージ



2 地方税務手続のデジタル化に関する政府決定 (資料編. P59)

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、地方団体の情報システムについては、国の主導的な支援のもと標準化等を進めることとされているところであり、地方団体の業務プロセス・情報システムの標準化を進めることとなった。

併せて「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)においても、地方団体における業務プロセス・情報システムの標準化を推進することとし、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、令和2年度に部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務(地方税については、固定資産税・個人住民税・法人住民税・軽自動車税)について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け、市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行うとされており、市町村の基幹税務システムについては、(先行して標準化の検討を行っている)住民記録システムの成果も反映し、標準仕様書の作成を進めることとされている。

3 システム標準化によるメリットと効果 (資料編. P60)

地方団体の標準化を行うことにより、住民・企業、地方団体、事業者、それぞれに次のようなメリットがあると考えられる。

- ①住民・企業等のサービス利用者にとっては、地方団体ごとに異なっている様式や手法が統一的に実施されることで、行政手続の簡素化や合理化が実現する。
- ②地方団体にとっては、限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、システム調達や法令改正に伴う対応等の業務やそれらの調整に係るコストが減少し、人材を他の業務に充当することができる。また、地方団体の財政面でも、団体独自のシステムのカスタマイズが抑制され、各地方団体のシステム共同化により割り勘効果が生まれることで、システムの導入や維持管理費用を削減する。
- ③事業者にとっては、地方団体からの個別のカスタマイズ要望が減ることにより、それらの対応に係る負担が減少し、希少な人材であるシステムエンジニア等の人員を他の分野に投入することで、創意工夫による競争が可能となる。

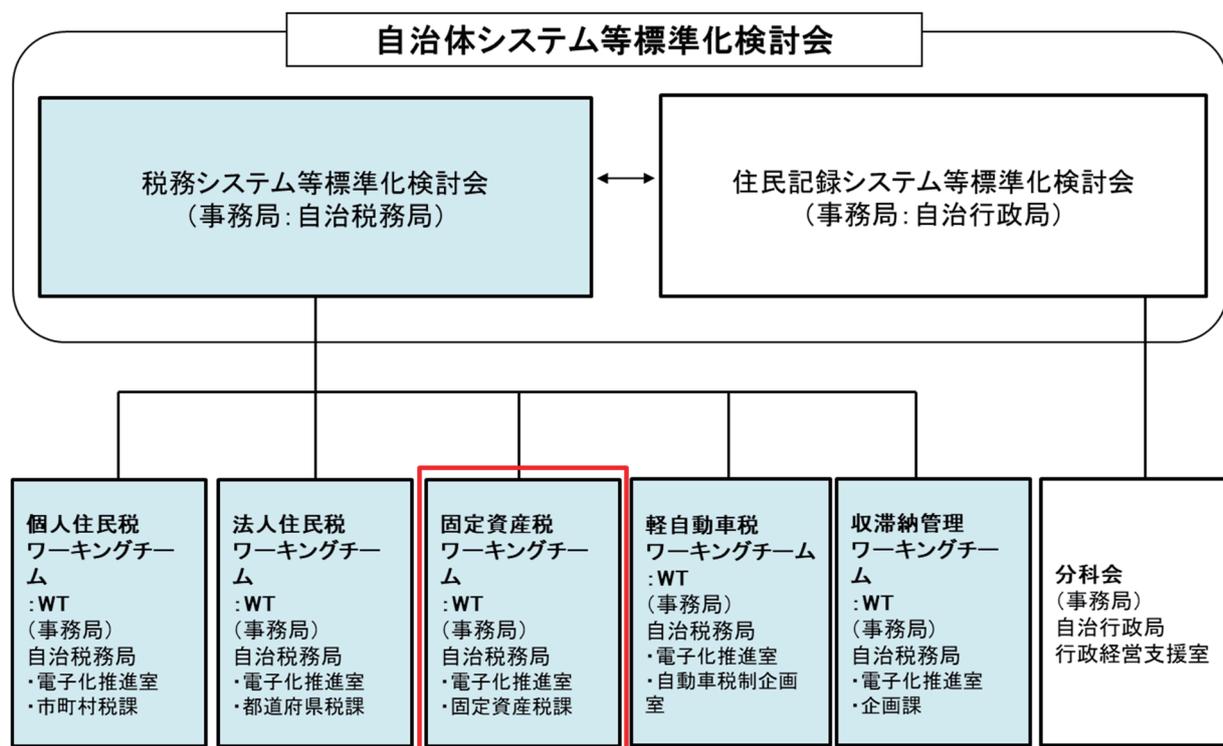
また、システム標準化により、地方団体が行う今後のシステム調達においては、標準仕様書を活用することで、地方団体は独自の仕様書を作る必要がなくなり、調達プロセス自体が大幅に効率化することができる。また、標準仕様書を活用した調達によりカスタマイズが抑制されることで、事業者間での円滑なシステム更改が可能となり、広域クラウド化の推進につながるといった効果も考えられる。

4 システム標準化の方向性及び検討体制 (資料編. P60～P61)

地方税分野の基幹税務システム標準化は、地方団体、事業者、関係者が参加し、令和3年夏頃までに標準仕様書を作成することとしている。各事業者は、標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載することとし、将来的には、全国的なサービスとして、LGWAN等のクラウド上でパッケージシステムの提供サービスを実施することが推奨される。地方団体は、各団体のシステム更新時期(5年程度)を踏まえつつ、標準仕様書に基づいたシステムを速やかに導入し、原則としてカスタマイズせずに利用する姿を実現する。

システム標準化の対象は全ての市区町村であり、(一財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)が公開・運用している「地域情報プラットフォーム標準仕様書」における地方税業務ユニット(個人住民税・法人住民税・軽自動車税・固定資産税・収滞納管理)を対象分野とする。検討体制は次の図のとおりであり、固定資産税については、個別税目ごとに設けられた「固定資産税ワーキングチーム」で検討を行うこととされている。

システム標準化の検討体制



5 システム標準化の検討範囲及び仕様の考え方 (資料編. P62～P64)

システム標準化の検討範囲は、課税・徴収に関する業務機能で基幹システムの機能として提供されている範囲とされている。固定資産税についていえば、課税台帳や納税通知書などの情報を担う基幹税務システムが標準化の対象範囲であり、土地評価や家屋評価等の別パッケージとなっているサブシステムは標準化の検討の範囲外となっている。

また、標準仕様書では、全ての団体で必須機能であるものを「①類型1：実装機能（実装必須機能）」とし、カスタマイズの発生源でありワーキングチームで不要と考えられた機能を「②類型2：実装しない機能（実装不可機能）」とし、全ての地方団体で必須ではないが、人口規模や条例、住民サービスの実施方法等により、一部の地方団体においては必須であるものを「③類型3：実装してもしなくても良い機能（標準オプション機能）」とし、画面要件や専ら操作性に関する便利機能であるものは、「標準化の対象外」として各項目を整理することとしている。

標準仕様書の構成は、機能要件と帳票要件の2つの要件に分けて整理し、機能要件では、基幹税務システムの運用方式や、管理すべきデータの項目・内容、他のシステムから受け取るデータの項目・内容等を整理することとしている。帳票要件では、外部帳票と内部帳票に分類し、納税義務者となる法人等の事務負担軽減に配慮するとともに、地方団体独自のカスタマイズ抑制に寄与するよう、法令に規定があるものや統一的な指針があるものを中心に、申告様式等の様式や出力項目等を定義することとしている。

業務フローや使用できる文字に関する要件、セキュリティ等の非機能要件については、機能要件と帳票要件を確定させてから検討することとなる。

固定資産税のワーキングチームについては、総務省、東京都や浜松市、神戸市など11の地方団体、地方税共同機構、(一財)全国地方情報化推進協会(APPLIC)、内閣官房がメンバーとなり、7月から10月にかけて9回の研究会を開催した。

機能要件については、12の大分類にわけて、機能の概要整理を行った。そのうち償却資産に関する機能については、大分類の3にとりまとめ、償却資産の課税台帳管理の機能として、課税台帳に記載すべき事項や、メモの作成・管理、前年度の課税台帳情報の引き継ぎ、申告書や種類別明細書、申告はがきの作成や発送管理、eLTAXとの連携、課税標準額の算出や耐用年数の管理等、30の機能に分けて整理を行った。

標準仕様書の機能要件の構成(土地・家屋・償却資産を含めた固定資産税全体)

大分類	中分類	小分類(機能の概要)
1. 土地管理	1.1. 土地登記情報マスタ管理	土地の登記情報の管理に関する機能
	1.2. 土地(補充)課税台帳管理	土地(補充)課税台帳管理や現況情報管理、土地評価システムとの連携などに関する機能
2. 家屋管理	2.1. 家屋登記情報マスタ管理	家屋の登記情報の管理に関する機能
	2.2. 家屋(補充)課税台帳管理	家屋(補充)課税台帳管理や現況情報管理、家屋評価システムとの連携などに関する機能
3. 償却資産管理	3.1. 償却資産課税台帳管理	償却資産課税台帳管理や申告書作成・発送、eLTAXとの連携、評価額等算出などに関する機能
4. 納税義務者管理	4.1. 納税義務者マスタ管理	納税義務者情報の管理に関する機能
	4.2. 共有者管理	納税義務者マスタに紐付けた共有情報の管理に関する機能
5. 特例・非課税類型マスタ管理		特例・非課税関連情報(名称、特例率、対象年度等)の管理に関する機能
6. 賦課処理	6.1. 税率等の設定	税率や納期限の設定に関する機能
	6.2. 名寄せ処理	納税義務者ごとの名寄情報(課税標準額や税額、減免類型)の管理に関する機能
	6.3. 当初賦課処理	各課税台帳情報を基にした当初賦課処理(税額計算等)に関する機能
	6.4. 負担調整措置	土地(住宅用地、商業地等)の負担調整措置に関する機能
	6.5. 更正(税額変更)処理	各課税台帳の異動入力後の情報を基にした更正処理(税額再計算等)に関する機能
	6.6. 調査課税処理(償却資産)	未申告者や前年度申告漏れ資産の抽出、未申告者への催告処理に関する機能
7. 減免等処理	7.1. 減免類型マスタ管理	減免関連情報(名称、減免割合、対象年度等)の管理に関する機能
8. 交付	8.1. 通知書・納付書発行	納税通知書、減免決定通知、発送者一覧、法務局・都道府県への通知に関する機能
	8.2. 証明書発行	各種証明書等の発行に関する機能
9. 返戻・公示	9.1. 返戻・公示処理	返戻関係情報(返戻の有無、書類、日付、公示等)の管理に関する機能
10. 調定・統計	10.1. 調定処理	当初賦課、更正処理に係る調定処理に関する機能
	10.2. 固定資産税関係統計資料	次年度予算見込み時のシミュレーションやEUC機能(汎用データ抽出機能)に関する機能
11. 履歴・検索・照会		履歴管理や検索に関する機能
12. 連携機能		他システムからのデータ取り込みに関する機能

現在、ワーキングチームで作成した「たたき台」を全国の地方団体及びシステムベンダーに照会し、その回答についてとりまとめ、整理しているところであり、今後、ワーキングチームを再開して検討を行い、令和3年夏頃までに標準仕様書を取りまとめる予定である。(資料編.P65~P67)

帳票要件対比表の構成

種類	帳票数	帳票例		
		外部	内部	
固定資産税全体に関わるもの	28	外部	10	名寄帳兼(補充)課税台帳、納税通知書、課税証明書 など
		内部	18	更正対象者一覧、宛名情報異動一覧、課税標準額の特例措置リスト、減免リスト など
土地・家屋で一緒に使用するもの	9	外部	8	課税明細書、評価通知書(法務局) など
		内部	1	区分所有にかかる按分課税者一覧表
土地のみで使用するもの	8	外部	2	土地(補充)課税台帳(閲覧用)、土地縦覧帳簿
		内部	6	土地(補充)課税台帳(内部用)、地区別地目別集計表、土地登記情報マスタの異動確認表 など
家屋のみで使用するもの	10	外部	3	家屋(補充)課税台帳(閲覧用)、家屋縦覧帳簿、(家屋)減失証明書
		内部	7	家屋(補充)課税台帳(内部用)、在来分家屋集計表、構造種類毎統計表 など
償却資産のみで使用するもの	37	外部	18	償却資産申告書(償却資産課税台帳)、償却資産種類別明細書(増加資産・全資産用)、(減少資産用) >「専用紙かつ複写式」、「専用紙」、「汎用紙」の別 償却資産の案内、催告書 >「圧着はがき」、「はがき」、「汎用紙」の別 など
		内部	19	償却資産評価調書、集計表、未申告者一覧 など
合計	92	外部	41	
		内部	51	

〈委員からの意見〉

この点に関する委員からの意見は以下のとおりである。

- 標準化により申告などの様式の項目が統一されることに加え、今後、納税や評価証明書の取得などについても、電子的に例えばマイナポータルなどと連携して、印刷ができるようになると納税者にとって便利である。
- 固定資産税のシステムでカスタマイズが発生しやすい原因として、そもそも本則に則って単純に課税標準額に税率を乗じる形になっていないことも要因であり、納税者にとってわかりにくい制度になっている。標準化の議論と合わせ、負担調整措置やさまざまな特例等の現行制度の見直しについても検討していくべき。
- 標準仕様書のたたき台に対する全国照会を行い、ワーキングチームで整理した後で、確定前にもう一度、全国の地方団体に最終確認してもらうべきではないか。
- 政令指定都市等の大規模な団体の基幹税務システムでは、今回の整理では「カスタマイズ」に分類されるような機能を多く盛り込まれている。大都市、中堅都市、小規模団体ごとに標準化の内容を分けてほしいが、難しいようであれば団体規模にも配慮した形で、オプションにより要件を選べるようにしてほしい。

V 電子申告率の向上に向けて

1 eLTAX の概要

eLTAX は、地方税ポータルシステムの呼称であり、地方税における申告等の手続きをオンライン上で処理するシステムであり、地方団体が共同して運営する組織である「地方税共同機構」が開発・運用を行っている。

2 eLTAX の沿革

平成 17 年 1 月から 6 府県で地方税の電子申告システムが稼働し、法人住民税・法人事業税、固定資産税（償却資産）について、電子申告受付が開始された。その後、給与支払報告書の提出や事業所税の申告など対象税目が順次拡大するとともに、平成 22 年 4 月には、全地方団体が地方税電子化協議会の会員となり、eLTAX に接続された。

平成 27 年 4 月からは、全市町村において固定資産税（償却資産）の電子申告受付に対応できるようになった。平成 31 年 4 月には地方税法に基づき「地方税共同機構」が設立され、平成元年 10 月からは、eLTAX の機能の一部として「地方税共通納税システム」が稼働し、現在、電子納付できる税目（固定資産税、都市計画税、自動車税（種別割）、及び軽自動車税（種別割）を念頭）をさらに拡大するべく検討が行われている。

また、国税庁の e-Tax から、確定申告データや法人税申告書の財務諸表などの課税情報の提供を受けるなど、国税当局と地方団体との間での情報連携も進められている。

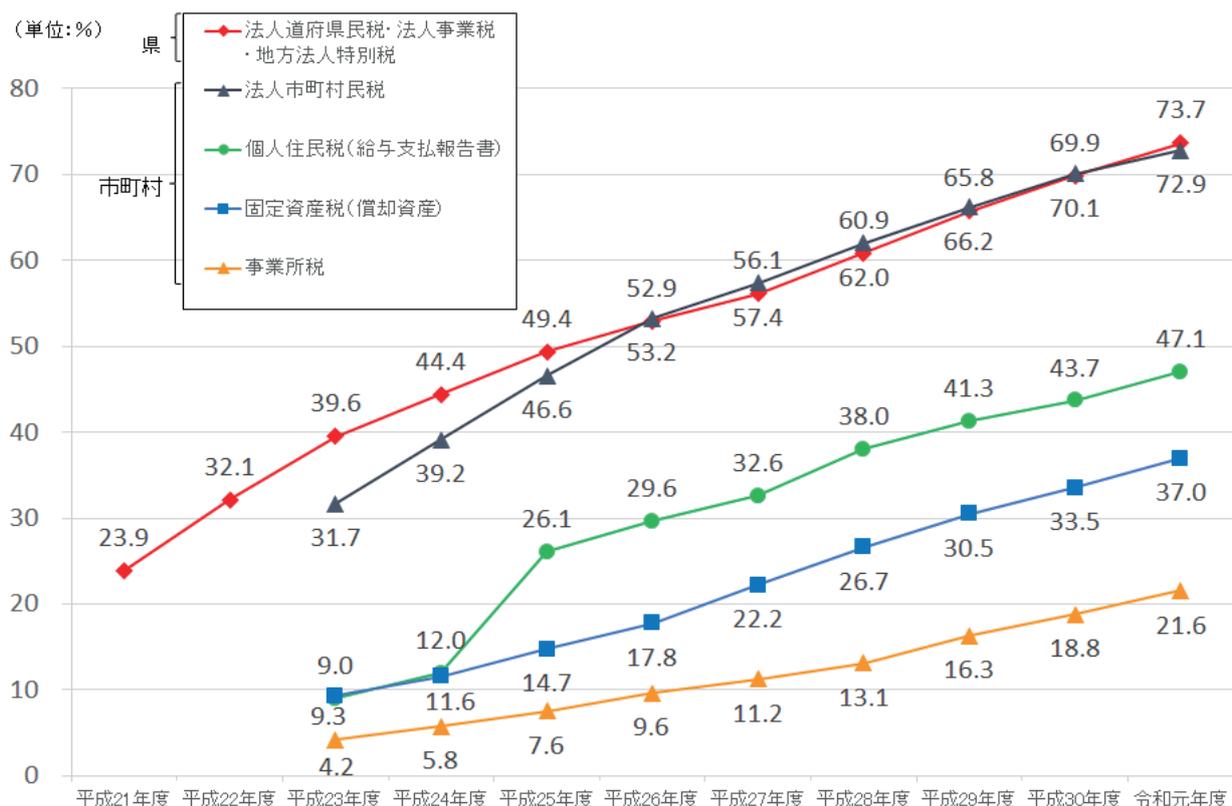
3 地方税の申告等に係る eLTAX 利用率の推移

eLTAX を利用した電子申告利用率は、年々上昇してきており、令和元年度の電子申告利用率は法人道府県民税及び法人事業税が 73.7%、法人市町村民税が 72.9%、個人住民税（給与支払報告書）が 47.1%、固定資産税（償却資産）が 37.0%、事業所税が 21.6% となっている。

また、それぞれの前年度からの伸び率は、法人道府県民税及び法人事業税が +3.8%、法人市町村民税が +2.8%、固定資産税（償却資産）が +3.5% となっている。

固定資産税（償却資産）の電子申告利用率は、地方法人二税に比べて、電子申告利用率が低い状況にある。一方、前年度からの伸び率では、地方法人二税と同程度の水準で上昇してきている。

地方税における eLTAX 利用率の推移



4 償却資産に係る eLTAX の利便性や機能の改善

(1) 複数課税庁への一括電子申告システムの改良

令和元年度の報告書において、PCdesk（無料で利用可能な eLTAX 対応ソフトウェアであり、eLTAX のホームページから利用可能）に直接入力して、償却資産の申告を行う方式では、申告先の課税庁ごとに申告書を一から手入力する必要があり、事業者等の事務負担となっていることから、複数課税庁に対し、一括して署名・送信する機能を搭載するといった改善が必要であるとされた。

このため、地方税共同機構において、申告対象となる償却資産の明細情報を画面で入力すると、入力内容をもとに提出先の課税庁ごとに申告データを一括で作成することができるようシステム改良を行い、令和2年12月11日から複数課税庁への一括電子申告が可能となった。また、入力した明細情報は PCdesk(ダウンロード版の場合)内に保存され、翌年度以降の申告手続きの際に活用することができるようになっている。

(2) 形式的エラーチェック機能の強化

令和元年度の報告書において、電子申告されたデータを基幹税務システムに取り込

む際に、66.9%の団体で何らかのエラーが発生しており、申告事務を簡素化・効率化するため、事業者等による電子申告の段階で、エラーがはじかれる仕組みを強化する必要があるとされた。そのため、申告書の仕様上、納税者による記載（入力）が不可欠な項目を明確にし、記載（入力）がない場合にはエラーとなることを前提としてシステム構築されることが不可欠であるとされた。また、PCdesk を用いずに市販の税務会計ソフトウェアを使用して電子申告を行う事業者もいることから、PCdesk の改良に準拠した機能を搭載するようソフトウェアベンダーに働きかけを行う取り組みが必要とされた。

このため、地方税共同機構において、PCdesk における固定資産税（償却資産）申告書の「数量」及び「耐用年数」の入力範囲を変更し、種類別明細書の「数量」の入力範囲を、増加資産・全資産申告の場合は「1～999」、減少資産申告の場合は「0～999」に変更するとともに、「耐用年数」の入力範囲を「2～99」に変更する改良を行い、令和2年12月11日から適用した。また、PCdesk 以外のソフトウェアベンダーに対しては、総務省から税務システム連絡協議会を通じて、同様のエラーチェック機能強化をしていただくよう要請を行った。

5 電子申告率の向上策

令和元年度に行った事業者及び税理士向けのアンケート調査結果によれば、固定資産税（償却資産）の電子申告をしていない理由として、

- ・自社で（資産管理の）システム整備をしているものの、紙による申告しか対応出来ない。
- ・税務・会計ソフトウェア（又は自社システム）が、法人住民税又は法人事業税の電子申告には対応しているものの、固定資産税（償却資産）には対応していない。
- ・電子申告出来ることを知らなかった。

などの理由により、償却資産の電子申告を行っていない状況にある。

こうした状況から、事業者等に対する電子申告の推進を行うこととともに、税務・会計ソフトウェア又は自社システムが電子申告に対応していなくとも、PCdesk を併用することで電子申告が可能であることなど、eLTAX の機能等を詳しく周知する必要がある。

総務省では、地方団体に対し、令和2年1月23日付の事務連絡において「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」を発出し、償却資産の納税義務者及び税理士会等に対し、eLTAX の更なる活用に向けて、積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただくよう要請している（令和3年1月20日にも同様の通知を行っている）。（資料編 P71）

償却資産にかかる申告・課税事務の「簡素化・合理化」及び「前年度申告データとの突合の自動化（システム化）」は、納税者による電子申告の実施が前提であり、電子申告率の向上と基幹税務システムの標準化による業務フローの標準化と相まって、課税庁の事務負担軽減にもつながってくるものと考えられる。そのため電子申告率を数年以内に

飛躍的に向上させる必要があり、その方策について検討が必要である。

<考えられる対応>

① 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

令和5年度以降の課税分について、固定資産税や自動車税（種別割）等の電子納税を可能とする措置を講じることで、申告から納税までの手続きがeLTAX上で完結できるようになり、電子申告を行う機運を高めることができると考えられる。（資料編 P55）

② eLTAXの利用を勧奨する広報媒体（チラシ）の提供

地方団体や税理士会等に対し、広報媒体（チラシ）を作成し、納税義務者に対して、eLTAXの利用を勧奨する働きかけに使用していただく。

→ 第3回の当研究委員会において広報媒体（チラシ）の案を提示した上で、令和2年12月に、地方団体及び日本税理士会連合会に対し、PDF媒体でチラシを送付し、納税義務者等に対し、eLTAXの更なる利用についての積極的な周知に活用していただくようお願いした。（資料編 P74～P75）

③ 地方団体における電子申告の勧奨の取り組みを紹介

電子申告利用率が急激に伸びた地方団体をピックアップし、その増加要因等についてヒアリングを行い、これらの取り組み事例を紹介する。

→ 令和2年度は2団体にヒアリングを実施した。（資料編 P73）

④ システムベンダー等への更なる協力要請

システムベンダーによる事業者向けのソフトウェア説明会等の機会を通じて、その場で償却資産の電子申告について勧奨・周知していただくよう依頼する。

6 地方団体における電子申告の勧奨の取り組み（資料編 P73）

地方団体における電子申告の勧奨の取り組みを紹介するため、固定資産税（償却資産）の電子申告利用率の伸びが大きい地方団体を2団体選定し、当該団体にヒアリングを行ったところ、以下のような回答があった。

① A市の回答（令和元年度の電子申告利用率 60.8%（対前年度 18.1%増）

平成18年1月から電子申告を導入し、導入当初から市税事務全体の方針として、電子申告利用促進のための広報を強化した。具体的には、

- ・電子申告利用率の目標設定を内部通知で明記
- ・市民税担当において、税理士会等への利用勧奨を実施
- ・（償却資産以外の）各税目において、納税者への郵送物に電子申告のマークや勧奨を記載

を行うとともに、固定資産税（償却資産）独自の取り組みとして、

- ・法人会や税理士会に対するPRを強化、ウェブサイトや市の広報の活用
- ・納税通知書の封筒及びプレ申告書送付の際に同封する申告の手引き等への記載などを行った。

② B市の回答（令和元年度の電子申告利用率 65.9%（対前年度 10.2%増）

市として独自に事業者等への電子申告勧奨を行っているわけではないが、市内の事業者の申告形態を見ると、法人税や地方法人二税の税務会計に加え、償却資産の申告についても税理士に依頼しているケースが多く、法人税等の電子申告に併せて償却資産も電子申告をした結果、電子申告利用率が高くなったと推測される。

上記の2団体の回答から、地方団体の取り組みとして、以下の方法が有効である。

- ・市税事務全体の方針として電子申告利用促進を位置づけること
- ・市のウェブサイトや広報誌、申告の案内や納税通知書などあらゆる機会を通じて納税者に対し呼びかけること（特に無料で利用できるPCdeskをご存じでない方も多いので、令和2年度に地方税共同機構が作成したチラシを活用いただきたいこと）
- ・法人会などの経済団体や税理士会などの団体にご協力をいただいて、利用促進を呼びかけること
- ・納税者の申告手続きに対して税理士の方が果たす役割が大きく、税理士の方にご協力をいただいて、法人税及び法人二税の電子申告に併せ、固定資産税（償却資産）についても電子申告に移行していただくことを勧めていただく方法が有効であること

申告案内や納税通知書などを活用した電子申告の勧奨の例

○申告の手引き

申告書の提出は便利な電子申告を御利用ください!

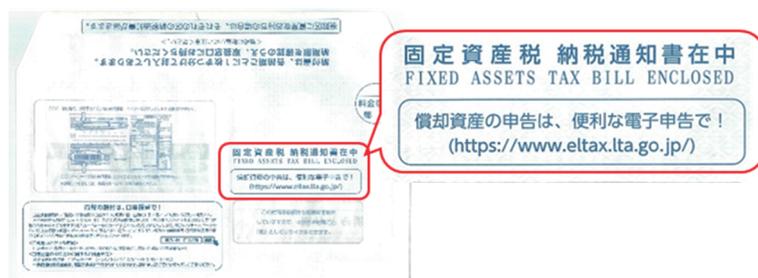
- インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。
- 利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- PCdeskで固定資産税（償却資産）申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。

* eLTAX の御利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください!

- ホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/> エルタックス
- 電話: 0570-081459 (ハイシヨク)
IP 電話やPHSからは: 03-5521-0019

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください!

○納税通知書



〈委員からの意見〉

この点に関する委員からの意見は以下のとおりである。

- 令和2年12月に昨年度の検討の成果を受けてeLTAXが改善されたが、せっかくリリースしたものを納税者の方がご存じないと使えないということになってしまっているので、今回作成したチラシを広報資材として積極的に活用してほしい。
- 中小法人の約9割は、税理士が税務手続きに関与しているが、同じ法人でも規模の大きい法人では、法人税や法人二税だけ税理士が関与し、償却資産は自分（会社の経理担当等）で申告しているところが多い。法人の規模が小さいところは税理士が償却資産の手続きに関与している場合が多いので、税理士会を利用して、電子申告率をアップしていけばいいのではないか。
- 地方では、高齢の個人事業主の方が占める割合が大きく、そういった事業者はなかなか新しいシステムに対応いただけない部分がある。一方、そういった高齢の方が市役所まで出向いて償却資産の申告をするのもなかなか大変なので、高齢の事業者の方にこそ電子申告を使っていただきたい。そのため、高齢者の方にも使いやすいような形に改善していければ良いのではないか。
- 納税者の方が市役所の関連施設に来られることもあるので、税務担当部署だけではなく、市の関連施設にも電子申告のチラシを置くなどして、PRしていけば良いのではないか。
- 東京都では、Webサイトや都税窓口でのPRの他、税理士会、法人会に加えて、青色申告会に対しても、説明会やチラシの配布を行っている。
- 地方団体では、申告時期の前に、プレ申告といって、前年度の申告内容を紙に印字したものを毎年度送付しており、納税者側も増加した資産や修正分を書いて返送すればすぐに申告が済んでしまうため、なかなか電子申告に移行しない面がある。電子申告のメリットをどう訴えていくかが課題。
- （eLTAXは365日24時間稼働ではないことから）eLTAXの繁忙期の24時間稼働や休日稼働など、多くの納税者の方に活用いただけるよう稼働時間を拡充することも電子申告率の向上に寄与する。
- システムベンダー側でも、研究委員会での議論を踏まえて、提供しているソフトウェアでのエラーチェック機能を強化し、そうしたソフトウェアを提供することで課税庁側のエラーチェック時間を減らし、電子申告率の向上に資するようになりたい。

VI まとめ

本調査研究委員会は、平成 29 年度・30 年度における申告制度見直しの議論を踏まえ、償却資産の申告事務や課税事務をシステム化により簡素化・効率化を目指すことについて、実務者の観点から令和元年度に引き続いて検討を進めたところである。当該検討の結果、判明した事実や課題、それらに対する今後の対応をまとめると、次のとおりとなる。

① 申告・課税事務の簡素化・効率化（事務フロー等調査）

償却資産の申告課税事務フローについて調査を行ったところ、電子申告の場合と紙申告の場合でそれほど大きな差異はなかったものの、各地方団体における事務フローが大きく異なっていたのは、「申告内容を審査した上で、申告データを基幹税務システムに取り込むのか」、「基幹税務システムに取り込んだ上で、申告内容の審査を行うのか」という点であり、現時点では前者の方法を採用している団体が多い。

多くの団体では、eLTAX の電子申告データについて、申告書の記載の誤り等により、そのまま基幹税務システムに取り込んでも多数のエラーが発生することから、電子申告データを紙にプリントアウトし、エラーチェックなどの審査を職員が行い、その後、基幹税務システムに入力していることによるものと考えられる。

職員の事務負担については、申告・課税事務のうち、申告内容の審査に最も多くの時間を要しており、平均で一人あたり 58 時間となっていることから、申告内容の審査を自動化することが最も作業の効率化につながるものと考えられる。

今後、職員の事務の簡素化・効率化を一層進めるためには、申告内容の審査作業の自動化を進めた上で、上記の「基幹税務システムに取り込んだ上で、申告内容の審査を行う」対応に移行していく必要があると考えられるが、現時点では申告書の記載誤りやチェック漏れが発生しやすいことや、データ容量の関係で取り込みができないなどの課題もあるため、基幹税務システムの標準化の議論を踏まえつつ、サーバ増設等によるデータ容量の増強やエラー・アラートの設定などのシステム改修を進めていく必要がある。

② 申告書・種類別明細書における前年度の申告データとの突合

前年度の申告データとの突合方法について検討を行ったが、eLTAX ポータルセンタで自動突合を行った場合、他の税目と申告時期が重なりサーバダウンの恐れがあること、地方団体のセキュリティポリシーにより eLTAX と基幹税務システムの接続ができない地方団体が一部あること、種類別明細書の一品データの資産コードについては課税庁側が設定している場合と申告する納税者側が設定している場合があり、これを統一し修正することは相当困難であること等から、eLTAX 上で申告データの自動突合を行うことは困難であり、基幹税務システム側で自動突合を行う必要がある。

具体的な突合方法として、資産コードを用いることは困難であるので、資産に修正がない限り変更されることがない「資産の名称」、「取得年月」、「取得価額」、「耐用年数」

の4つ※を用いて突合する方法が考えられる。また、種類別明細書の一品データのほか、申告書における所有者の住所、氏名、個人番号又は法人番号、資産の種類別の取得価額についても自動突合したい項目として意見が多く出された。

※第2回調査研究委員会の資料（資料編 P44）では、当初「資産の名称」、「取得年月」、「取得価額」の3つを用いて突合する方法が示されたが、委員から「耐用年数」を加える案が示された。

③ 地方税共通納税システムの税目拡大について

「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、地方税共通納税システムの対象税目の更なる拡大について検討を行い、固定資産税・都市計画税、自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）等を含めるべきとされ、令和5年度分の課税から導入するべきとされている。

また、具体的な手続きの仕組みとしては、納税者がeLTAXにログインし、地方団体から郵送された納付書に記載された情報（納付書番号等）を基にeLTAXアカウントへのアップロード依頼を行い、地方団体では基幹税務システムから抽出してeLTAXにアップロードを行い、地方共通納税システム上でマルチペイメントネットワーク番号を生成し、電子納付を行う方法とされている。なお、納付書にQRコードを付す案について引き続き検討していくとされている。

この方法について、当研究委員会でも検討を行ったところ、納付書の番号は納税者にわかりにくいといった意見や、桁数が地方団体ごとで異なることから入力誤り等によるエラーが出るのではないかなどの懸念が示され、法人番号や事業年度など納税者側のストレスがない方法で課税案件の紐づけができないだろうかといった意見が出されたところである。今後も具体的な手続き等について、メリットやデメリット、納税者の負担も考慮した検討が必要である。

④ 基幹税務システムの標準化について

地方団体の基幹税務システムについては、これまで各地方団体が独自に構築してきた結果、地方団体ごとに人的・財政的負担が発生しており、こうした課題を解決するため、政府の「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、「税務システム等標準化検討会」を設置（固定資産税については「固定資産税ワーキングチーム」を設置）し、令和3年夏頃の基幹税務システムに係る標準仕様書の完成に向けた検討が行われている。

具体的には、地方団体ごとの個別のカスタマイズが発生しないよう基幹税務システムが備えるべき必須の機能を要件化し、一部の地方団体のみが使う機能はオプション機能として要件化する。帳票についても必須となる印字項目などを定めることとされている。

当研究委員会では、これまで種類別明細書のデータの自動突合についても議論を行ってきたところであり、標準仕様書において、データを取り込む際のアラート機能等とともにeLTAXと基幹税務システムとの連携等が適切に反映されることを期待する。また、

市町村の団体規模はさまざまであるので、カスタマイズを抑制しつつも団体規模に配慮したオプション機能の設定が必要である。さらに、今回の標準化の検討対象外ではあるが、納税者側の観点から、将来的に各種帳票の出力についてマイナポータルと連携することについても検討するべきである。

⑤ 電子申告率の向上について

昨年度の調査研究委員会における検討状況も踏まえ、令和2年12月にeLTAXの改修が行われ、複数市町村への一括申告を可能にするとともに、入力可能な数値を定めるなど形式的エラーチェックの強化を行うことにより、利便性が向上した。今後も、コスト面に配慮しつつ、納税者や地方団体の要望を踏まえ、引き続きeLTAXの機能改善に取り組んでいく必要がある。

また、固定資産税（償却資産）の電子申告率は向上傾向にあるが、法人事業税や法人住民税と比較すると低い状況となっている。令和元年度に行った事業者等へのアンケートでは、「税務・会計ソフトウェア又は自社システムが、法人住民税又は法人事業税の電子申告に対応しているものの、固定資産税（償却資産）の電子申告には対応していない」といったことに加え、「PCdeskとその機能を知らなかった」との回答があったところであり、こうした現状を踏まえ、PCdeskを併用することで電子申告が可能であることなど、事業者等に対する電子申告の利用を周知していく必要がある。

なお、電子申告率が向上している地方団体では、市税事務全体の方針として電子申告利用促進を位置づけ、市のウェブサイトや納税通知書等のあらゆる機会を通じて、電子申告利用を呼びかけていた。また、法人二税の電子申告に併せ、税理士等の勧奨により電子申告に移行した例もあり、税理士会等との連携も重要であると考えられる。

今年度の調査研究委員会において検討を行い、総務省と地方税共同機構との連名により、eLTAXの電子申告の利用促進に関するチラシ（PDF）を作成し、地方団体や税理士会等に配布を行ったところであり、こうしたツールを用いて、総務省や地方団体、地方税共同機構のみならず、経済界や税理士会、税務・会計ソフトウェアベンダーからの協力を受けつつ、あらゆる機会を活用し、電子申告の利用促進に取り組んでいく必要がある。

資 料 編

資料編目次

○ 第1回委員会資料

固定資産税（償却資産）の現状と課題	35
-------------------	----

○ 第2回委員会資料

(1) 償却資産に係る申告受付・審査事務フローに係る地方団体への実態調査結果	39
上記参考資料	46
申告受付・審査事務フロー（調査結果）	52
(2) 地方税における電子化の推進に関する検討会実務者WG中間とりまとめ	54

○ 第3回委員会資料

(1) 基幹税務システムの標準化の検討状況について	58
(2) 電子申告利用率の向上について	68
(3) eTAXの電子申告をぜひご利用ください！（利用促進チラシ）	74

固定資産税(償却資産)の現状と課題

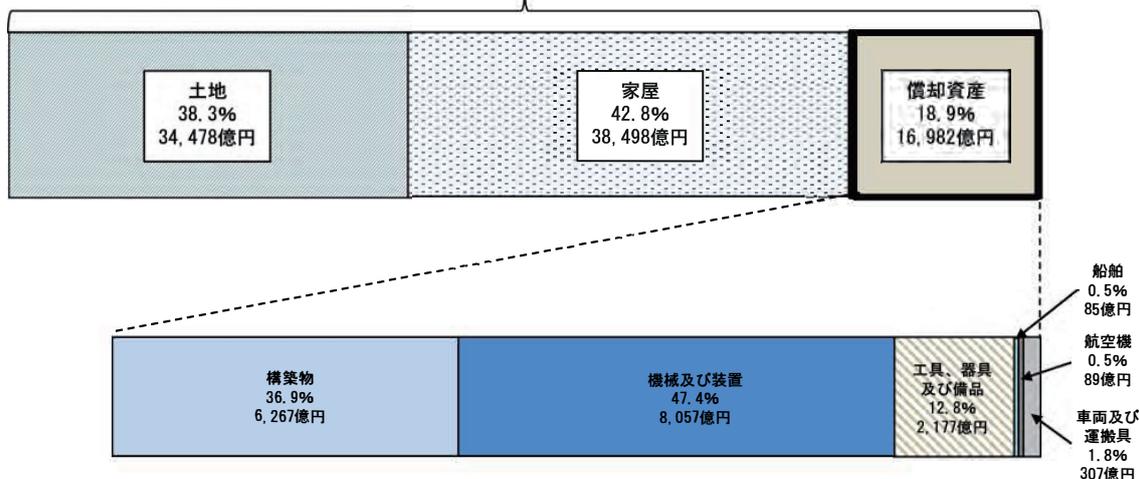
令和2年6月11日

固定資産税(償却資産)の概要

項目	内 容														
課 税 客 体	<ul style="list-style-type: none"> 土地及び家屋以外の事業用の資産 ※減価償却額(又は減価償却費)が、法人税(又は所得税)の所得計算上、損金(又は必要経費)に算入される資産に限る ※無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、特許権等)は除く ※自動車税又は軽自動車税の種別割の課税客体は除く ※取得価額が20万円未満の資産について一括償却等を行う場合には課税対象外 														
申 告 制 度	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産については、所有者に申告義務あり 														
免 税 点	<ul style="list-style-type: none"> 150万円 ※同一の市町村に所在する償却資産の課税標準の合計額が免税点を下回る場合は課税されない ※免税点制度により、償却資産を有する事業者(申告者)のうち課税されている者は約3割 <table border="1" data-bbox="422 1664 1396 1780"> <thead> <tr> <th></th> <th>免税点未満 (A)</th> <th>免税点以上 (B)</th> <th>合 計 (C)</th> <th>(B) / (C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>償却資産に係る事業者(申告者)数</td> <td>291万人</td> <td>166万人</td> <td>457万人</td> <td>36.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：令和元年度 固定資産の価格等の概要調書より</p>						免税点未満 (A)	免税点以上 (B)	合 計 (C)	(B) / (C)	償却資産に係る事業者(申告者)数	291万人	166万人	457万人	36.3%
	免税点未満 (A)	免税点以上 (B)	合 計 (C)	(B) / (C)											
償却資産に係る事業者(申告者)数	291万人	166万人	457万人	36.3%											
沿 革	<ul style="list-style-type: none"> 昭和25年の地方税制度の抜本改革において、シャープ勧告において「事業主(中略)をして、警察、消防およびその事業がその地方から得るその他の保護の対価を払わしめる」ものと位置づけられた固定資産税を創設。 また、同勧告において「個人所得税及び法人税において控除を受ける減価償却を認められるあらゆる事業資産を包括するように本税の範囲を拡張すること」とされた。 														
税 収	1兆6,982億円(平成30年度決算額)				1										

固定資産税収（償却資産）の内訳（平成30年度決算ベース）

固定資産税 89,958億円



<参考：償却資産の具体例>

種 類	具 体 例
構 築 物	ガスタンク、ダム、軌道、ドック、広告塔 等
機 械 及 び 装 置	加工・製造機械、建設機械、タービン、発電機、コンペアー 等
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	医療機器（レントゲン等）、ガソリン計量器、理容業用機器、音響機器、パソコン 等
そ の 他	船舶、車両、航空機 等

※ 軌道、発電機、船舶、車両、航空機等には課税標準の特例措置が講じられている。

※ 表示単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

2

地方税の電子申告を巡る状況

- 平成16年度に稼働したeLTAXを活用して電子申告に対応する団体は順次拡大し、現在は、全ての地方団体に対して、法人関係税等の電子申告が可能。
- 法人の利用率は着実に向上しており、平成30年度・法人道府県民税の電子申告率は69.9%。ただし、固定資産税(償却資産)の電子申告率あつては、未だ33.5%と低廉な状態にある。

<電子申告による申告件数(下段は利用率)>

	平成25年度	平成30年度
法人道府県民税・法人事業税	189万件 (49.4%)	289万件 (69.9%)
法人市町村民税	185万件 (46.6%)	302万件 (70.1%)
個人住民税 (給与支払報告書)	2,019万件 (26.1%)	3,720万件 (43.7%)
固定資産税 (償却資産)	48万件 (14.7%)	124万件 (33.5%)
事業所税	1万件 (7.6%)	2万件 (18.8%)

3

令和2年度税制改正大綱（令和元年12月12日 自由民主党・公明党） 【固定資産税（償却資産）の電子化に係る部分抜粋】

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

5. 円滑・適正な納税のための環境整備

(1)～(6) 略

(7) 地方税務手続の電子化の推進

地方税務手続において、ICTの活用等を通じ、納税者利便の向上や事業者等の事務負担軽減に取り組む上で、eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)の機能を拡充しつつ、その活用を積極的に進めていくことが重要である。本年10月にeLTAXの機能の一つとして導入された地方税共通納税システムの対象税目について、新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者がeLTAXを通じて電子で申告及び納入を行うことができるよう、所要の措置を講ずる。

固定資産税(償却資産)の電子申告については、納税者・地方公共団体双方の事務の簡素化・効率化の一層の促進に向け、eLTAXの利便性や機能の改善等を進め、電子申告率の向上に資するよう環境整備を図る。

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ることに留意しつつ、個人情報適正な取扱いを確保した上で、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対してeLTAXを経由し送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

固定資産税（償却資産）の電子申告率の向上に向けた環境整備

令和2年中に対応する事項

以下について、令和2年中にeLTAXの改良を実施予定。

- ・ 複数課税庁への一括電子申告の改良
- ・ エラーチェック機能の強化

今後、検討を行う事項

以下について、地方公共団体等からの意見も踏まえ、検討を実施。

- ・ 電子申告された前年度の申告データと、当年度の申告データとの突合方法
- ・ 地方税共通納税システムの税目拡大

4

令和元年度 償却資産に関する調査研究委員会検討結果

- 平成29年度・30年度における申告制度見直しの議論を踏まえ、償却資産の申告事務や課税事務をシステム化により簡素化・効率化を目指すことについて、経団連や日商、日税連、地方団体、ソフトウェアベンダー等実務者の観点から検討を進めた。検討項目・内容は以下のとおり。

令和元年度 償却研 検討項目		内容	今後の対応案	
1	eLTAXの使い勝手の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 複数課税庁への一括電子申告システムの改良 ② 形式的エラーチェック機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数市町村に資産を所有する事業者等の事務負担となっているPCdeskの画面から直接入力して申告する方法に、複数市町村に対して一括して署名・送信する機能を追加。 ・ PCdeskにチェック項目を追加(多くの市町村から追加要望が寄せられた項目を追加)。 ・ 併せて、市販の税務・会計ソフトウェアベンダーに対して、PCdeskに準拠した機能を各ソフトウェアへ搭載するよう働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2年中にeLTAX・PCdeskを改修予定。 ※市販ソフトウェアは既に対応済み。 ・ R2年中にeLTAX・PCdeskを改修予定。 ・ ソフトウェアベンダーに対し、R2年中に対応するよう要請済み(R2.2.21税務システム協議会)。
	2	電子申告率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申告ができることを知らない事業者や、eLTAXの機能を把握していない事業者等に対して、「eLTAXで電子申告が可能なこと」、「無料の申告ソフト(PCdesk)があること」、「自社システム等のデータでも、CSV形式にできればPCdeskから電子申告が可能なこと」等の周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省及び地方税共同機構が共同でチラシを作成した上で、地方団体や経済界、日税連等の協力の元、広報活動を実施予定。
3	申告・課税事務の簡素化・効率化(前年度の申告データとの突合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の申告データとの自動突合により、事業者への手戻りがなく必要最小限の手間で申告が可能となるシステムに改修するとともに、課税事務においても、可能な限り人の手を介さず処理が可能なシステムへの改修が必要。 ・ 多くの団体において目視で確認している前年度の申告データとの突合を自動化するにあたり、複数案を考察。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村の課税業務フローが多様性にわたっており、既存のシステムに当てはまるものとは一概には言えないことから、今後行われる業務フローの標準化の議論と併せて申告・課税事務の簡素化・効率化に向け、引き続き、検討。 	
4	地方税共通納税システムの対象税目拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地方税における電子化の推進に関する検討会」の議論の推移をご報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記検討会において、引き続き、検討(償却研でご報告)。 	



令和2年度償却研にあっては、特に「償却資産に係る標準的な申告受付・審査事務フロー」を検討した上で、上記3・4について対応したい。

5

償却資産に係る各検討会の整理

令和2年度においては、償却資産について、以下3つの会議が開催される。

- (1) 償却資産に関する調査研究委員会（（一財）資産評価システム研究センター）
- (2) 税務システム標準化検討会及び固定資産税WT（総務省）
- (3) 地方税の電子化の推進に関する検討会（総務省）

それぞれの会議について、議題や役割を整理する必要があるため、以下のように整理。

会議	役割	議題(案)	構成員
(1) 令和2年度 償却資産に関する 調査研究委員会	償却資産の専門家としての視点から、基幹税務システムの標準仕様書の作成の前提として、標準的な業務フローのあり方を整理するとともに、電子申告率を向上させるための環境整備に関する具体的な改正内容を議論する。	①償却資産に係る標準的な申告受付・審査事務フローの検討 > (2)で基幹税務システムの標準仕様書の作成を行う前提で、標準的な審査事務の全体像を整理し、自動化可能な業務を抽出・検討(前年度の申告データとの突合など) ②償却資産の申告書及び種類別明細書の様式改正 > ①に付随した様式改正 ③電子納税に関するシステム構築等 > (3)の検討結果について、構成員に意見聴取	地方税共同機構、課税庁(東京都、横浜市、太田市、山形県庄内町)、日本税理士会連合会システムベンダー
(2) 税務システム 標準化検討会 【固定資産税WT】	(1)での議論を踏まえながら、基幹税務システムの標準仕様書の作成を行う。	①標準仕様書に盛り込むべき機能要件の整理 ②様式(申告書や明細書、納通等)の標準化	地方税共同機構、課税庁(10団体)、埼玉県町村会、(一財)全国地域情報化推進協会、政府CIO補佐官、システムベンダー
(3) 地方税の電子化の 推進に関する検討会	地方税共通納税システムの対象税目の拡大について、固定資産税や自動車税といった賦課税目を念頭に、納税方法や納税通知書等の電子化等について議論する。	賦課税目の電子納税に関するシステム構築等 (議論の内容によっては、以下の事項も検討。 ・納税通知書等の様式 ・償却資産のみを対象とするか、土地・家屋も合わせて対象とするか)	地方税共同機構、課税庁(9団体)、全国銀行協会、システムベンダー

6

令和2年度 償却資産に関する調査研究委員会の主な検討項目(案)

- 償却資産の申告事務手続き効率化に資するシステムを構築するために、以下の項目について、地方税共同機構等、実務者間で検討を行う。

主な検討項目

①償却資産に係る標準的な申告受付・審査事務フローの検討

- ・ 令和元年度の委員会において、「前年度申告データとの突合方法」の自動化を検討したが、各市町村の課税業務フローが多種多様にわたっており、既存のシステムに当てはまるものとは一概には言えないこと、また、令和2年度より、総務省において地方団体の基幹税務システムの標準仕様書の策定が行われることから、令和2年度の委員会では、償却資産に係る標準的な申告受付・審査事務の全体像を整理しつつ、自動化可能な業務を抽出し、その方法を検討する。
(併せて、前年度申告データと当年度の申告データとの突合方法も検討)。

②申告書及び種類別明細書様式の改正の検討

- ・ 上記①の検討とともに、申告書及び種類別明細書の改正の検討を行う。

③地方税共通納税システムを使用する収納に向けた検討

- ・ 中長期的に、地方税共同機構等と電子的な納税通知書を作成・送付する仕組み、及び納税通知書から納付情報を生成し、電子納付に遷移させる仕組みについて課題を整理しながら、検討を行う。
- ・ 賦課税目全体に係る地方税共通納税システムの対象税目の拡大に関する当面の対応については、同時並行的に検討。

7

償却資産に係る申告受付・審査事務フロー に係る地方団体への実態調査結果

令和2年9月18日

償却資産に係る申告受付・審査事務フロー（イメージ図）【たたき台】

令和2年度 償却研
資料5より抜粋

○ 総務省において、2団体にサンプル的に、調査を実施し、その結果を元に作成した、償却資産の申告受付・審査事務フローのイメージ図。

No	事務フロー 【電子申告の場合】	基幹税務システム	
		eLTAX	償却資産システム
		受付・審査システム	電子申告データ
1	プレ申告データの作成		前年度の課税データから、価格を1年分減価計算したデータ(プレ申告データ)をセット
2	プレ申告データの送付	プレ申告データをeLTAX経由で申告者へ送信	
3	申告データの受信	申告データをeLTAX経由で申告者から受信	
4	申告データの所有者情報審査	納税義務者情報(住所、所有者名等)との突合	1次審査
5	基幹税務システムへの取り込み	①1次審査が完了した申告データを確認	②1次審査したデータを取り込み ③1次審査の結果、どうしてもエラーが出るデータは手入力
6	電子申告データの審査	2次審査	①前年度申告データとの突合 ②①の結果、エラーとなった申告データを確認、修正 ③②特例適用チェック(特例適用対象となるか、適用期間は正しいかのチェック、特例コードの入力) ④2次審査の結果、どうしてもエラーが出るデータは手入力
7	課税台帳データへ反映		エラーを解消したデータを課税台帳データへ反映
8	入力結果検証作業		3次審査 ①申告データと課税データ、前年度申告の突合チェック ②(紙申告と併せて、)「家屋と二重課税になっていないか」、「前年度課税したが、今年度に申告がない者はいないか」、「廃業等になっていないか」等チェック

○ 前ページの事務フローと同時に、「前年度申告データとの突合」が自動化された場合の、職員に係る負担の削減効果を調査。

No	事務フロー 【電子申告の場合】	A市 H31当初申告 2,467件(うち、電子申告901件)				B町 H31当初申告 455件(うち、電子申告158件)			
		内容	人数	時間	削減効果	内容	人数	時間	削減効果
1	プレ申告データの作成								
2	プレ申告データの送付								
3	申告データの受信								
4	申告データの所有者情報審査	・形式的なエラーチェック、複数回申告の確認 ・所有者コード(市独自)との突合	3人	112時間	—	・形式的なエラーチェック、複数回申告の確認 ・特例適用に係る書類等のチェック	2人	80時間	—
5	基幹税務システムへの取り込み	【自動で行われる】	1人	8時間	—	【自動で行われる】	1人	5時間	—
6	電子申告データの審査	・未記入、誤記入等エラーの確認 ・特例適用可否判定 ・前年度申告データとの突合	1人	168時間	▲96時間 (▲57.1%)	・未記入、誤記入等エラーの確認 ・特例適用可否判定	2人	60時間	▲45時間 (▲75.0%)
7	課税台帳データへ反映					【自動で行われる】	2人	5時間	—
8	入力結果検証作業	・申告データと課税台帳データ、前年度申告との突合 ・最終チェック	4人	1,312時間	▲736時間 (▲56.1%)	・申告データと課税台帳データ、前年度申告との突合 ・最終チェック	3人	120時間	▲93時間 (▲77.5%)

※「削減効果」とは、種類別明細書における当年度申告データと前年度申告データの突合を自動化した場合の削減時間数（地方団体が独自に試算したもの）。

2

今後の検討の流れ

令和2年度 償却研
資料5より抜粋

事務フロー(イメージ図)の課題

P1の事務フロー(イメージ図)が多くの団体で採用されていれば、これが「標準的な申告受付・審査事務フロー」と考えられるが、以下の点で課題がある。

- ・ P1の事務フローは、あくまで同一の基幹税務システムを導入している団体での事務フローを元に作成したものであり、他のシステムベンダーのシステム構成等を考慮していない。
- ・ また、東京都特別区や政令指定都市は、都税事務所又は区役所へ申告することになり、他団体とはそもそも事務フローが異なるため、別途整理が必要。
- ・ さらに、団体によっては他団体とは異なる独自作業を行っている可能性があり、全国統一的な「標準的な事務フロー」を作成するためには、その独自作業が、そもそもどのようなもので、本当に必要なものなのか検証が必要。

今後の検討の流れ

このため、今後の検討については、以下のように対応したい。

1. まず、総務省において、いくつかの地方団体の「償却資産の申告受付・審査事務フロー」（作業項目や作業手順）を収集し、各団体に共通している作業項目を聴取し、整理する。
※ 特に作業項目ごとに、「作業内容」、「人員・時間」、「システムによる自動化が可能かどうか（出来ないとしたら課題は何か）」、「前年度データとの突合をしている項目は何か」等について聴取。
2. 上記1を元に「標準的な申告受付・審査事務フロー（仮案）」を作成し、第2回償却研で意見を聴取した上で、案として作成。
3. 上記2で作成した「標準的な申告受付・審査事務フロー（案）」を基準として、税務システム標準化検討会（固定資産税WT）において、システムの機能要件等を整理し、システム標準仕様書等の作成に着手（議論の経過や新たな課題等については、償却研に意見を聴取）。

3

調査団体

全23団体を対象として、6月上旬から7月上旬にかけて調査。

- ①償却研委員 : 東京都※、横浜市、太田市、庄内町
 - ②標準化検討会委員 : 東京都※、浜松市、神戸市、前橋市、三鷹市、三条市、飯田市、富士市、豊橋市、南国市
 - ③その他関係団体 : 札幌市、仙台市、川崎市、各務原市、大阪市、大東市、和歌山市、北九州市、糸島市、宮崎市
- ※①と②で重複。

調査票	目的	調査項目
【調査票A】 償却資産に係る事務フロー	標準的な事務フローを作成するための調査	①事務フロー: 大分類のイメージ ②作業項目: 中分類のイメージ ③作業詳細: 小分類のイメージ ③-1: 「受付・審査段階」と「償却資産システム」(申告された数値・課税台帳データ)に分け、それぞれの段階で何を行っているのかの詳細を記入 ③-2: 作業が行われる場所(本庁・区役所等) ③-3: 関連する他システム等(住民基本台帳などの他分野のシステムや他税目などの連携) ③-4: 作業人員・所要時間 ③-5: システムによる自動化について ・自動化されているか ・自動化されていない場合、何が課題なのか ・自動化した場合の想定作業人員・所要時間 ④備考: 補足事項や確認事項などがあれば記入
【調査票B】 前年度との突合項目	前年度との突合の自動化を検討するための調査	①現在、突合している項目(自動突合・手動で突合) ②今後、自動で突合したい項目 ③補足説明(何かあれば) ④自動突合する上での懸念事項 ⑤申告書・種類別明細書に加えて欲しい項目

4

【調査票A】償却資産に係る事務フロー (調査結果)

今回の調査の結果、事務フローについて、以下のような特徴が見受けられた。

1. 事務の詳細は異なるものの、電子申告・紙申告の区別なく流れはほぼ同じであった。これは、
 - ・ 償却資産は土地・家屋と異なり、申告に基づいて課税が行われていること
 - ・ 資産の評価額等の算出方法が、法人税とほぼ同じであること
 - ・ ほとんどの団体において、電子申告データを紙の申告書にプリントアウトした上で審査していること (参考資料P1参照)
 によるものと考えられる。

< 償却資産の事務フロー (別添調査結果資料参照) >

- ①申告書等の作成・送付 (プレ申告データの送信)
- ②申告書等の受領 (eTAXによる受信・郵送受付)
- ③納税義務者情報の確認 (新規事業者の登録など)
- ④申告内容の審査 (申告書等のチェック)
- ⑤申告データのシステムへの入力・取り込み
- ⑥システム入力結果検証作業 (申告書・申告データ ↔ 課税データ)

左記⑤、⑥について、外部委託事業者 (システムベンダー) に、申告書 (データ) のバッチ処理・パンチ作業等を委託している団体がある。

2. 東京都及び川崎市 (今回の調査対象ではないが名古屋市も) では、各都・市税事務所で事務処理を行っている。
 - > しかしながら、申告受付事務等は各事務所内で完結しており (本庁舎と事務所間の事務の受け渡し等は発生していない)、事務所間で作業内容が異なることはない。
3. 異なる点は「申告内容を審査した上で、申告データを基幹税務システムに取り込むのか」、それとも「基幹税務システムに申告データを取り込んだ上で、申告内容の審査を行うのか」という点である (次ページで整理)。
 - > 多くの団体は前者の方法を採用している。

5

申告内容の審査と、基幹税務システムへの入力・取り込みの順序について

- 団体によっては、
- ① 申告内容を審査した上で、申告データを基幹税務システムに取り込むケース
 - ② 基幹税務システムに申告データを取り込んだ上で、申告内容の審査を行うケース
- の2種類の対応が存在する。それぞれの考え方やメリット・デメリットを、下記のとおり、考察した。

分類	考え方	メリット	デメリット
① 申告内容を審査した上で、申告データを基幹税務システムに取り込むケース	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 基幹税務システムへの取り込みの際に、エラーが大量に発生することを回避するため ▪ 印刷・保管している前年度の申告書等と並べて確認したいという要望 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 種類別明細書の詳細まで確認できること ▪ 非課税資産の登録誤りや課税標準の特例適用可否も、同時にチェックできること 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 多くの作業人員・作業時間数が必要。また、予め審査するポイント等をまとめておかなければならない等職員のノウハウの蓄積が必要。 ▪ 資産数が多い大企業等の種類別明細書を全て審査することが困難。
② 基幹税務システムに申告データを取り込んだ上で、申告内容の審査(エラー潰し)を行うケース	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 大量の申告書等を効率的に審査し、職員の事務負担をなるべく減らすため 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 作業時間数が少なく済むこと ▪ 大量の申告書等を一括でチェックできること ▪ エラー箇所がはっきり分かること 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 申告内容を修正してエラーを解消しても、新たなエラーが発生する可能性があり、作業が2度手間となってしまう可能性もある。 ▪ 種類別明細書内に非課税資産等がある場合など、チェック漏れが発生する可能性がある(アラート要件化による対応が可能か)。 ▪ 非課税資産の適用可否については、システム上でチェック出来ない(職員の目が必要)。 ▪ 団体によっては、データ容量等の関係で種類別明細書をシステムに入力・取り込みしない場合もあり、システム自体が左記②に対応していない場合もある。

職員の事務負担を軽減させるためには①より②による対応が必要と考えられるが、上記表のとおりデメリットも多く考えられるため、サーバーの増設等によるデータ容量の増強やエラー・アラート要件の新規設定などが必要となるなど、基幹税務システムの改修が必要。

6

償却資産に係る標準的な申告受付・審査事務フロー（仮案）

- 今回の調査結果から「標準的な申告受付・審査事務フロー」(仮案)を以下のとおり作成した。

No	電子申告			書面申告		
	大分類	中分類 (作業項目)	小分類 (作業内容)	大分類	中分類 (作業項目)	小分類 (作業内容)
1	プレ申告データの作成・送付	作成	前年度の申告情報を基に、当年度のプレ申告データを作成。	プレ申告書の作成・送付	作成	前年度の課税情報を基に、当年度のプレ申告書(はがき等を含む)を作成。
2		送付	eLTAXを通じて送付(別途申告案内等書面も送付する場合もある)。		送付	郵送(申告案内等も同封)
3	申告データの受信	受付	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 申告されたデータ(種類別明細書や添付資料等)や新規利用届の確認。 ▪ 受付日等の記録。 ▪ eLTAXのエラーリストの確認。 	申告書等の受付	受付	申告されたデータ(種類別明細書や添付資料等)の確認。受付日等の記録。

以下のフローは、電子申告と書面申告で対応が同じ

電子申告・書面申告			
No	大分類	中分類 (作業項目)	小分類 (作業内容)
4	申告データの受信 申告書等の受付	仕分け	申告者ごとに印刷した申告書等を、 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 新規に申告された事業者か、前年度も申告があった事業者か ▪ 全資産申告か、増減資産申告か ▪ 資産の増減があるのか、ないのか 等で仕分けを行う。
5	所有者情報審査	確認	申告された所有者情報と、従前から所持している所有者情報(宛名情報)を突合確認
6		登録・変更・閉鎖	所有者情報の変更、新規事業者の登録、廃業等による閉鎖処理

次ページに続く

7

償却資産に係る標準的な申告受付・審査事務フロー（仮案）

電子申告・書面申告			
No	大分類	中分類 (作業項目)	小分類 (作業内容)
7	申告内容の審査	申告書の審査	前年度の申告書と、当年度の申告書の突合確認（取得価額など）
8		種類別明細書の審査	未記入や誤記入、計算誤り等の確認
9			資産1品データの確認（前年度に申告された資産が除却・修正されずに申告されているかどうか、資産に増減修正があったか等）
10			償却資産として課税すべきではないものが申告されているかの確認（非課税資産や自動車税の種類割の課税客体）
11			課税標準の特例の適用状況及び付属資料の確認及び特例適用可否の判断
12	申告データのシステムへの入力・取り込み (課税データへの反映)	申告書（データ）の取り込み	基幹税務システムへの申告書・種類別明細書の入力・取り込み。 ただし、団体によっては、 ①申告書及び種類別明細書の両者を取り込む場合 ②データ容量や資産数に応じて、 ・申告書のみを取り込む場合 ・種類別明細書（資産1品情報）のみを取り込む場合がある。
13		種類別明細書（データ）の取り込み	この時点で、システム上、エラーが発生すると、上記「申告内容の審査」に戻って再度審査を行う。
14		課税データへの反映	取り込んだ申告データを課税データとして処理。
15	システム入力結果検証作業	突合作業	申告データと課税データの突合確認（課税データへの反映の時点でチェックを行うケースがある）

No.7～11と
No.12～13の
順序を逆にする
ケースがある。

8

職員の事務負担について

○ 下記表は「電子申告」の場合の事務負担(人数・時間数)を示したものを。

- ・ 団体ごとに中分類以下の詳細が異なるため、大分類単位で整理。
- ・ 「最大」、「最小」は、それぞれの最大分類項目ごとの「1人当たり作業時間数」の最大値・最小値を示した。
- ・ 下記表から、いずれの団体も「申告内容の審査」に多くの時間を要しており、この部分を自動化できれば作業を効率化できるものと考えられる。
- ・ なお、団体によっては、申告されたデータのシステムへの入力を外部事業者に委託しているケースもあり、職員自体の事務負担を抑えているところもあった。

No	大分類	全団体平均			最大			最小			(参考) 東京都・政令市			(参考) その他団体		
		延べ作業人数	延べ作業時間数	1人当たり作業時間数	延べ作業人数	延べ作業時間数	1人当たり作業時間数	延べ作業人数	延べ作業時間数	1人当たり作業時間数	延べ作業人数	延べ作業時間数	1人当たり作業時間数	延べ作業人数	延べ作業時間数	1人当たり作業時間数
1	プレ申告書(データ)の作成・送付	7	184	27	3	195	65	3	6	2	8	211	26	3	101	34
2	申告書等(データ)の受付・受信・仕分け	39	438	11	1	70	70	5	5	1	102	1,099	11	3	61	23
3	所有者情報審査	28	1,065	38	3	1,000	333	5	5	1	92	3,596	39	4	121	32
4	申告内容の審査	27	1,573	58	8	2,640	330	25	67	3	58	3,411	59	8	404	52
5	申告データのシステムへの入力・取り込み	39	673	17	1	160	160	1	1	1	92	1,232	13	5	317	62
6	システム入力結果検証作業	26	615	24	18	1,200	67	5	20	4	52	1,117	22	5	224	41

9

申告書・種類別明細書における前年度の申告データとの突合について

○ 本件について、令和元年度償却研報告書では以下のようにまとめられたところ。

V まとめ

③ 申告・課税事務の簡素化・効率化（前年度の申告データとの突合）
（略）

前年度の申告データとの突合方法については、前述の4案※を考察し、議論したところであるが、この4案はあくまで議論のたたき台として考察したものであること、また、現時点において課税庁の業務フローが多種多様にわたっており、全団体に当てはまるものとは一概には言えないことから今後、業務フローの標準化の議論と併せて申告・課税事務の簡素化・効率化の検討が引き続き必要であるものと考えられる。

（※4案については、資料編P47～P49参照）



この点について、eLTAX上で突合作業を行うことが出来れば、課税庁のシステム改修コストも抑えられると考えていたが、事務局で引き続き検討を行った結果、以下のような課題が発生することが分かった。

- ① 償却資産の申告時期は例年1月末までとなっているが、これは、個人住民税に係る給与支払報告書や、法人住民税等における11月末決算法人の申告等、他税目の申告時期と被っており、償却資産の申告書等の突合作業をeLTAXポータルセンタで行うことはサーバに大きな負荷がかかること（場合によってはサーバダウンを引き起こす恐れがある）。
- ② 団体のセキュリティポリシー上、eLTAXと基幹税務システムを接続していない場合があり、全ての団体がeLTAX上に前年度の申告データをアップロードできるわけではないこと。
- ③ 資産1品同士の突合は統一規格の資産コードを設定しなければならないが、現在の資産コードは、申告者側が設定している場合と団体側が設定している場合の2種類があり、それを全て統一する必要があること。また、申告者側にも申告の際の資産コードの取り扱いを強制的に統一規格にしてもらう必要があること。



上記より、eLTAX上での前年度の申告データとの突合は困難であることから、当該作業は、基幹税務システム内で行うことが必要と考える。
なお、基幹税務システムについては、現在、総務省において標準化仕様書の作成に係る検討（固定資産税WT）を行っており、その中で、申告内容の突合機能（アラート）を盛り込んでどうかと提案したところ、WT構成員である団体から賛成との意見があった。

10

資産の突合手法（案）

- 前述のとおり、申告データの自動突合については、現在行われている「固定資産税WT」において、「eLTAXからデータ取り込み時に、前年度申告（課税）情報との整合が合わない場合」等にアラートが発生するように仕様に盛り込めないか検討中。
- ただし、資産1品データの突合手法として資産コードを用いて資産同士を突合させる手法が考えられるが、前述のとおり、
- ・ 資産コードは、納税義務者側が作成するケースと、自治体が付番するケースがあり、それぞれ対応が異なること
 - ・ 納税義務者側が作成するケースでも、納税義務者側のシステム改修等で資産コードが変わる可能性もあり、逆に、団体側のシステム改修により、資産コードが変更されてしまうことも想定されてしまうこと
- 等により、資産コードでは突合は困難であることが考えられる。



そこで、「資産のコード」ではなく、資産に修正が無い限り変更されることがない「資産の名称」、「取得年月」、「取得価額」の3点を用いて、資産1品同士を突合することとしてはどうか。

令和 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち	
所有者コード														枚目	
行 番 号	資産 の 種 別	資産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取得 価 額	耐 用 年 数	減 価 累 存 率	価 額	課税標準額		増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月					率	コード		
01														1-2 3-4	
02														1-2 3-4	
03														1-2 3-4	
～															
20														1-2 3-4	
				小 計											

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいづれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一（提出）

11

【調査票B】前年度との突合項目及び自動突合したい項目(調査結果)

○ 調査票Bより、以下の項目について、調査対象団体の半数以上で自動突合の希望が多かった。

様式	項目名	手動で突合していると回答した団体数	自動化したいと回答した団体数 ()は全団体に占める割合	団体からの意見 (懸念事項・加えて欲しい事項等)
申告書	所有者住所	21	15 (65.2%)	・利用届出が旧住所のままとなっており、確認に時間を要する案件が多い。
	所有者氏名	21	15 (65.2%)	・名称・代表者・屋号のデータ区別ができるように枠を独立化すべきか。
	個人番号又は法人番号	13	13 (56.5%)	・番号の真正性の確認が自動でできないこと。eLTAXの申告時に真正性の確認を行うことで解消できないか。 ・共有名義の場合は、突合が難しい。また、本社ではなく、営業所等別に申告される場合がある。
	所有者コード	20	15 (65.2%)	
	【資産の種類別】 取得価額－前年前取得したもの	18	18 (78.3%)	・併せて、種類別明細書データとの突合をしたい。 ・修正等があった場合など不一致が多く発生することが想定される為、その場合でも受付可とし、不一致であったことが確認できると良い。
	【合計】 取得価額－前年前取得したもの	18	18 (78.3%)	
種類別明細書	資産の種類	11	13 (56.5%)	・記入漏れや修正等があり、不突合が多い。 ・修正等があった場合など不一致が多く発生することが想定される為、その場合でも受付可とし、不一致であったことが確認できると良い。
	資産の名称等	12	13 (56.5%)	
	取得年月	12	13 (56.5%)	
	取得価額	12	13 (56.5%)	
	数量	12	14 (60.9%)	
	耐用年数	13	13 (56.5%)	
	課税標準の特例	11	13 (56.5%)	・特例率だけでは、特例の理由や特例の期限も分からない。

12

参 考 資 料

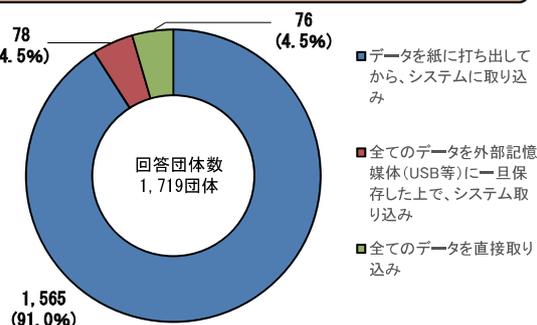
(参考) 課税庁へのアンケート結果 (令和元年度調査)

令和元年度 償却研
資料より抜粋

③ 電子申告された申告データの基幹税務システムへの取込方法

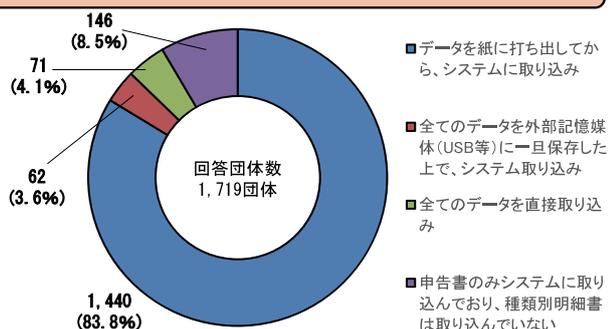
申告書の基幹税務システムへの取込状況

- 申告書について、データを紙に打ち出してからシステム取り込んでいる市町村が1,565団体と、全団体の9割を超えている。
- eLTAXと基幹税務システムが接続されているに関わらず、「紙に打ち出してシステムに入力」若しくは「外部記憶媒体(USB等)に一旦保存してシステムに入力」と回答した市町村は216団体(紙:207 USB等:9)。



種類別明細書の基幹税務システムへの取込状況

- 種類別明細書について、データを紙に打ち出してからシステム取り込んでいる市町村が1,440団体と、全団体の8割を超えている。
- また、種類別明細書のデータを税務基幹システムに取り込んでいない市町村も146団体(8.5%)存在する。



申告データの突合機能の搭載について

令和元年度 償却研
資料より抜粋

「平成30年度 償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会」において、以下のような意見があった。

- エラーチェックや前年度申告データとの自動比較ができれば、現行業務の負担軽減にもつながることになると考える。そういったことで業務の効率化、捕捉率の向上にもつながるのではないかと。新しいシステムを作るのであれば、共通化できる部分は共通化し、課税庁で持たなくていいシステムは、クラウドを活用するなどして特化して集中してシステムを作りあげた方が、全体的なコストも下げられて効率性もあげられる。

また、平成30年6月から8月に行った「償却資産の申告期限の見直し」に係る課税庁からの意見においても、以下のように、基幹税務システムの改修経費や業務量の増加に対する懸念があるところ。

- システム改修予算確保等が必要であり、地財措置が不可欠【306市町村】。
○現状のeLTAX申告ではエラーチェックが十分ではなく、結果、確認のための業務量が増えているため、十分な検討をお願いしたい【97市町村】。



システム改修のコストを考えると、eLTAXポータルセンタに申告データの突合機能を搭載すれば、課税庁において、大幅に基幹税務システムを改修する必要はなく、職員の事務の負担軽減に繋がるものと思われる。

以下、eLTAXポータルセンタに申告データの突合機能を搭載することとする案について考察する。

なお、eLTAXポータルセンタ上で、前年度の申告データと、当年度の申告データを突合する場合、突合機能を追加することに加え、以下2点の機能を追加する必要がある。

- ①プレ申告データの保管機能
 - 現状ではプレ申告データを納税義務者のメールボックスに送付する機能しかないので、プレ申告データを、1年間、保管する機能を追加する必要がある。
- ②eLTAXから課税庁への「不突合リスト」の送付機能
 - 課税庁において、申告データ同士に不突合がある項目が分かるように「不突合リスト」を送る機能を追加する必要がある。

2

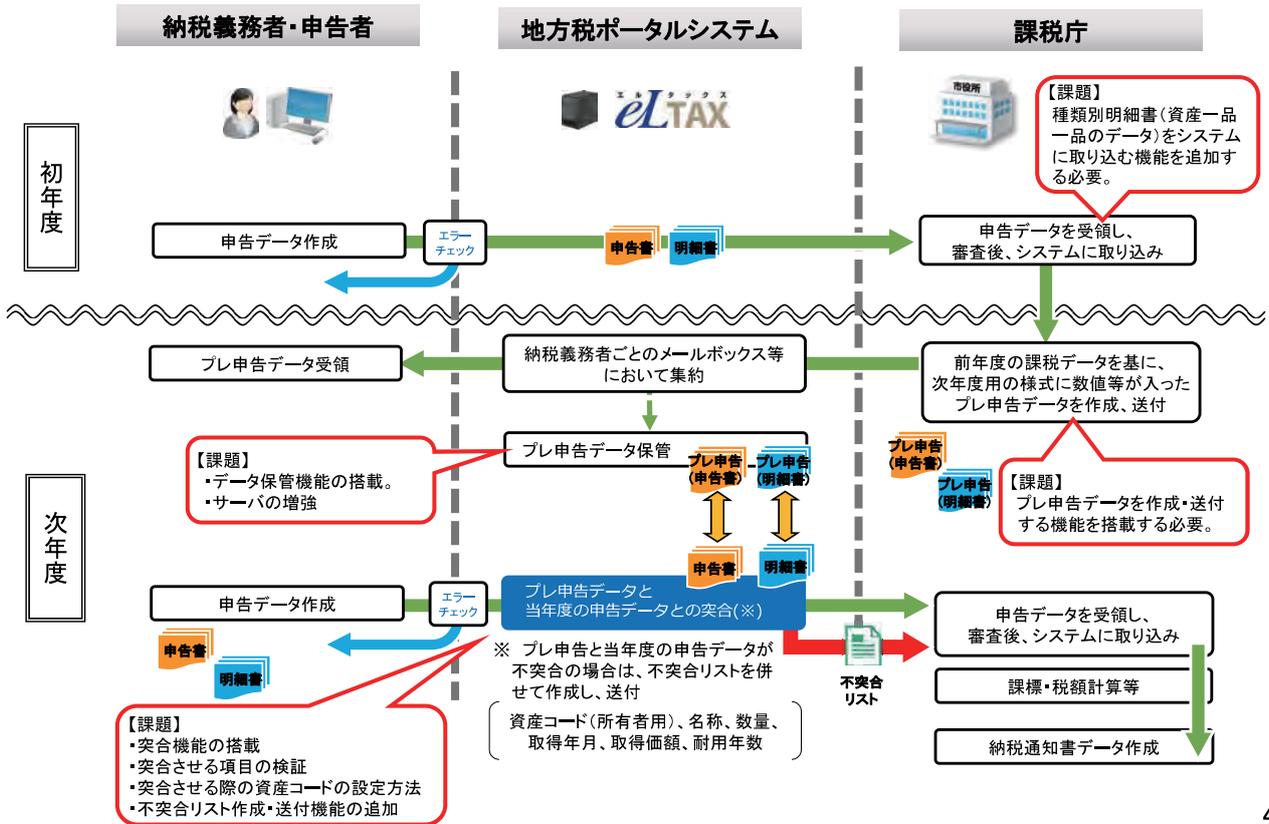
eLTAXポータルセンタ上で突合する場合の整理

令和元年度 償却研
資料より抜粋

プレ申告データ作成	突合するデータ	課題			案
		基幹税務システム改修	eLTAX改修	左記以外	
課税庁	申告書 + 種類別明細書	○プレ申告データの作成、送付 ○種類別明細書の取り込み	①突合機能の搭載 ②不突合リスト作成、送付機能の追加 ③データ保管機能の搭載 ④サーバの増強 ⑤突合させる項目の検証 ⑥突合させる際の資産コードの設定方法	○種類別明細書の様式改正 ▪増加資産分、減少資産分を廃止し、全資産申告に移行	案①
	申告書のみ	○プレ申告データの作成、送付	①突合機能の搭載 ②不突合リスト作成、送付機能の追加 ③データ保管機能の搭載 ④サーバの増強	○種類別明細書の様式改正 ▪増加資産分、減少資産分を廃止し、全資産申告に移行 ▪資産の増減や訂正を明確化	案②
eLTAXポータルセンタ	申告書 + 種類別明細書	○課税庁からeLTAXに送付する課税データの形式等の検討 ○種類別明細書の取り込み	①突合機能の搭載 ②不突合リスト作成、送付機能の追加 ③データ保管機能の搭載 ④サーバの増強 ⑤突合させる項目の検証 ⑥突合させる際の資産コードの設定方法 ⑦プレ申告データの作成、送付	○種類別明細書の様式改正 ▪増加資産分、減少資産分を廃止し、全資産申告に移行	案③
	申告書のみ	○課税庁からeLTAXに送付する課税データの形式等の検討	①突合機能の搭載 ②不突合リスト作成、送付機能の追加 ③データ保管機能の搭載 ④サーバの増強 ⑤プレ申告データの作成、送付	○種類別明細書の様式改正 ▪増加資産分、減少資産分を廃止し、全資産申告に移行 ▪資産の増減や訂正を明確化	案④

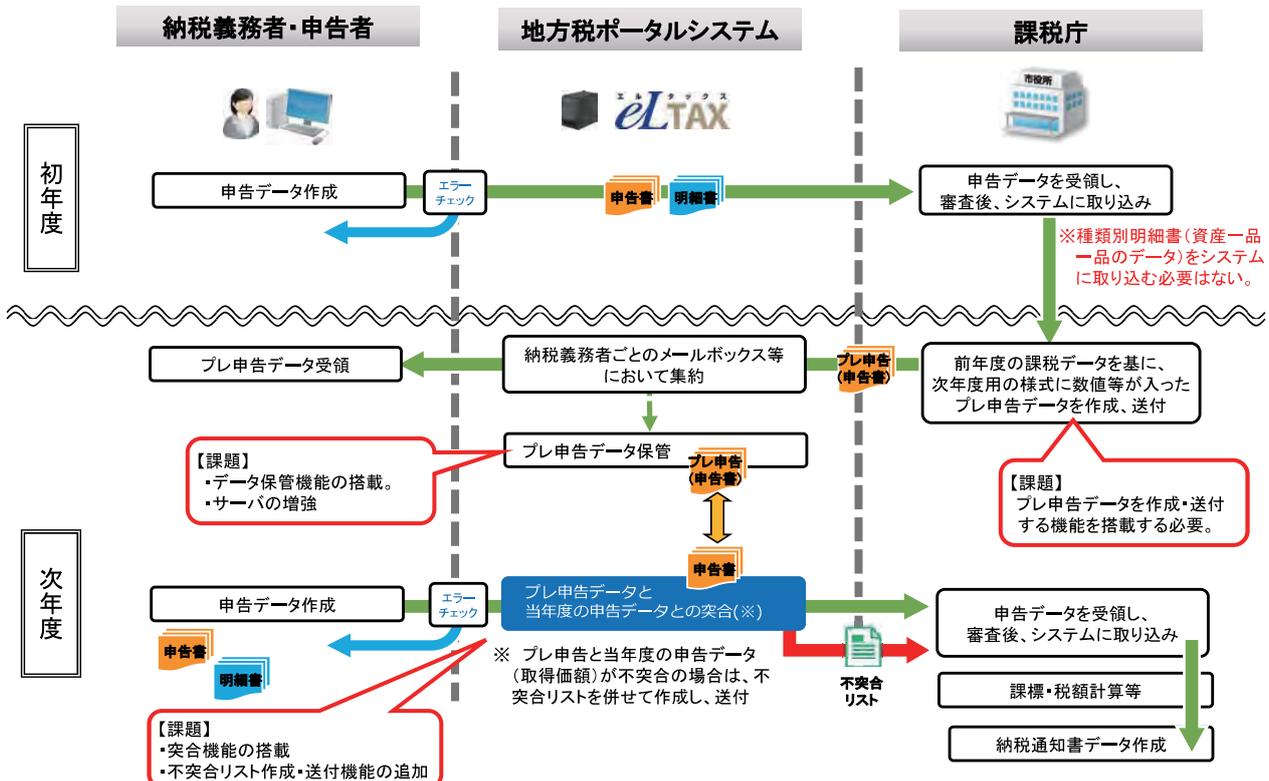
3

案①	プレ申告データ作成実施主体	突合させるデータ	令和元年度 償却研資料より抜粋
	課税庁	申告書及び種類別明細書	



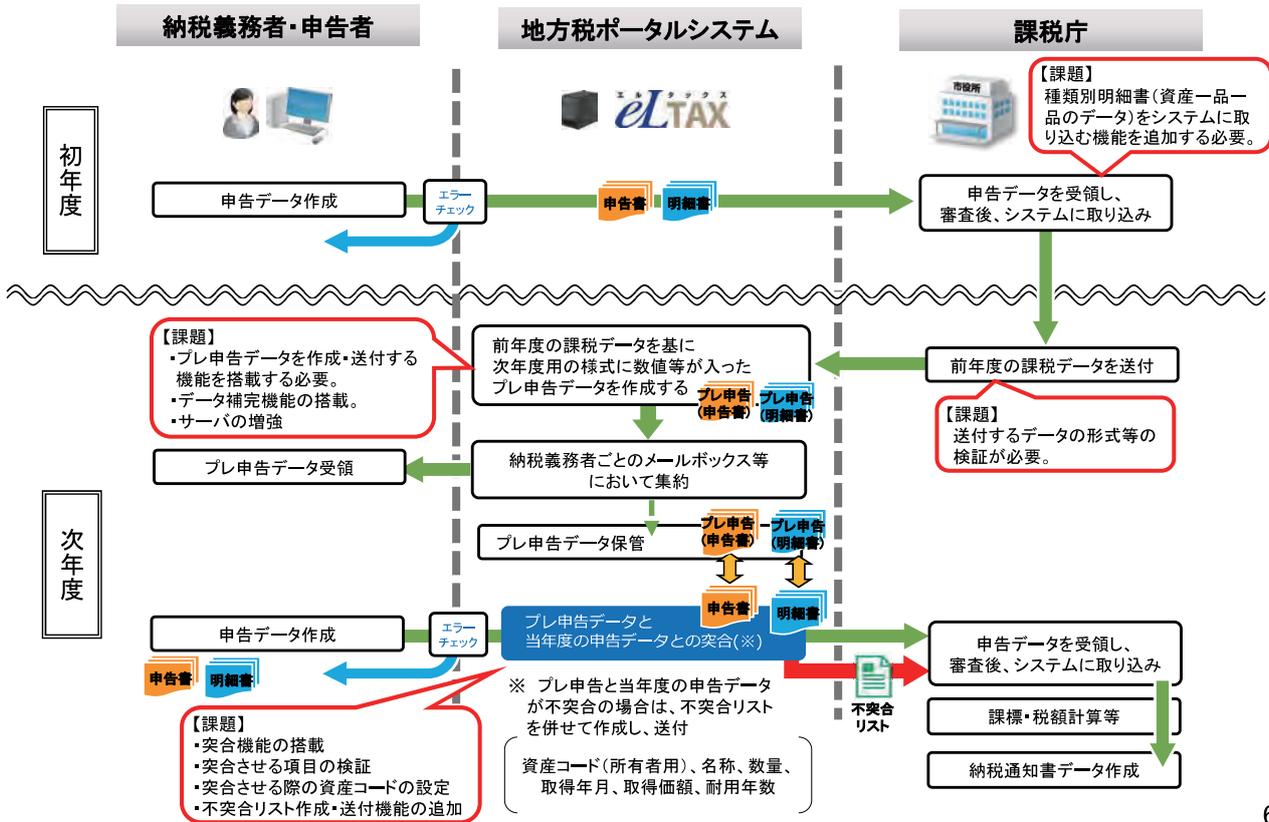
4

案②	プレ申告データ作成実施主体	突合させるデータ	令和元年度 償却研資料より抜粋
	課税庁	申告書のみ	



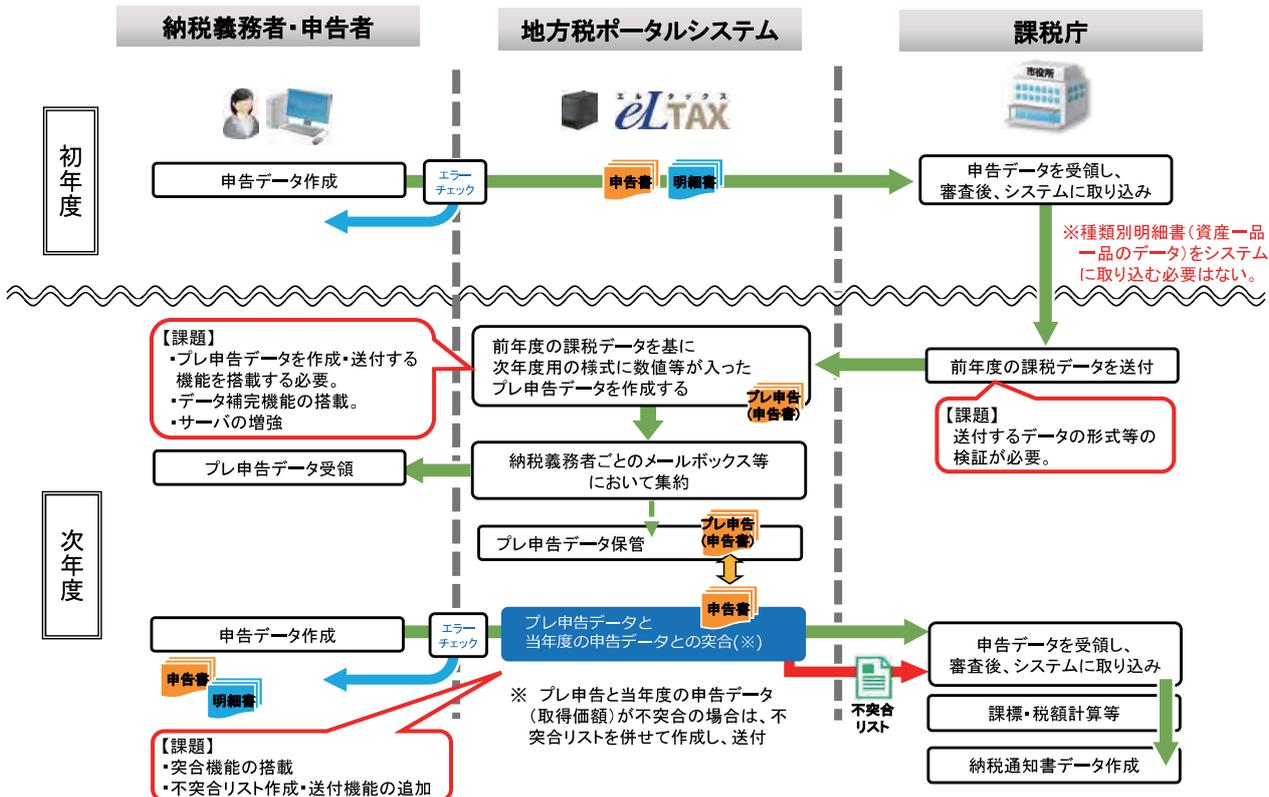
5

案③	プレ申告データ作成実施主体	突合させるデータ	令和元年度 償却研資料より抜粋
	eLTAXポータルセンタ	申告書及び種類別明細書	



6

案④	プレ申告データ作成実施主体	突合させるデータ	令和元年度 償却研資料より抜粋
	eLTAXポータルセンタ	申告書のみ	



7

申告書様式

令和 年度 **償却資産申告書(償却資産課税台帳)**

※所有者コード

(ふりがな) 住所		個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有・無
(又は納税通知書送付先)	(電話)	(百万円)		9 増加償却の届出	有・無
(ふりがな) 氏名	(印)	(事業開始年月)	年 月	10 非課税該当資産	有・無
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	(番号)	(この申告に必要となる者の氏名及び氏名)	(電話)	11 課税標準の特例	有・無
		(税理士等の氏名)	(電話)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
				13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
				14 青色申告	有・無

資産の種類	取得価額		償却額		計((イ)-(ロ)+(ハ))
	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
1 構築物					
2 機械及び装置					
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計					

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

16 借用資産(有・無)

17 事業所用家屋の所有区分

18 備考(添付書類等)

第二十六号様式(提出用)(第十四条関係)

8

種類別明細書様式(増加資産・全資産用)

令和 年度 **種類別明細書(増加資産・全資産用)**

所有者名

行番 番号	資産の 種別	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月		取得価額	耐用 年数	減価 残存 率	償 額	課 税 の 特 例	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
					年	月								
01														
02														
03														
04														
05														
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
				小計										

注 冊 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他の場合それぞれに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一(提出用)

9

種類別明細書様式

令和 年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名				
所有者コード												校のうち				
												枚 日				
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額	前 年 度 の 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分				備 考	
					年 号	月					1 売 却	2 滅 失	3 移 動	4 其 他		1 全 部
01														1・2・3・4	1・2	
02														1・2・3・4	1・2	
03														1・2・3・4	1・2	
04														1・2・3・4	1・2	
05														1・2・3・4	1・2	
06														1・2・3・4	1・2	
07														1・2・3・4	1・2	
08														1・2・3・4	1・2	
09														1・2・3・4	1・2	
10														1・2・3・4	1・2	
11														1・2・3・4	1・2	
12														1・2・3・4	1・2	
13														1・2・3・4	1・2	
14														1・2・3・4	1・2	
15														1・2・3・4	1・2	
16														1・2・3・4	1・2	
17														1・2・3・4	1・2	
18														1・2・3・4	1・2	
19														1・2・3・4	1・2	
20														1・2・3・4	1・2	
				小 計										1・2・3・4	1・2	

第二十六号様式別表二(提出用)

電子申告に係る申告受付・審査事務フロー（調査結果）

No	大分類	中分類 (作業項目)	小分類 (作業内容)	備考
1	プレ申告データの作成・送付	1 作成	前年度の申告情報（納税義務者に関する情報）を当年度に移行しつつ、 ・前年度申告された資産を1年減価させたデータを作成する 若しくは ・前年度の取得価額及び価額を、当年度の前年度の取得価額及び価額に移行することで対応している。	
		2 送付	上記により作成したプレ申告データをeTAXにより送信する。 なお、プレ申告内容を書面（はがきも含む）に印刷して郵送している場合もあり、その際は、申告を添随する文書や申告の手引き等も同時に送付する。	
2	申告データの受信・仕分け	1 受付	電子申告されたデータ（種類別明細書や添付資料等）を確認する。 ・多くの団体では、申告書等を全て紙に印刷している。 ・この段階で、受付簿等に、受付日や法人番号等の記入を行う。 ・eTAX利用届の提出があれば、内容をチェックする。 ・eTAXでエラーリストが送られてきた場合のエラー項目のチェック	・所有者情報に不備がある場合は、課税庁から申告者に電話等で確認。
		2 仕分け	申告者ごとに印刷した申告書等を、 ・新規に申告された事業者か、前年度も申告があった事業者か ・全資産申告か、増減資産申告か ・資産の増減があるのか、ないのか 等で仕分けを行う。	
3	所有者情報審査	1 確認	申告された所有者情報と、従前から所持している基幹税務システム等の所有者情報（宛名情報）とを突合確認する。 なお、プレ申告データを送付している場合は、当該データとの突合確認を行う。	・所有者情報に不備がある場合は、課税庁から申告者に電話等で確認。
		2 登録・変更・閉鎖	新規に申告された事業者である場合、基幹税務システム等の宛名情報を追加する。 また、所有者情報の変更や廃業等により申告すべき資産がなくなった事業者については、所有者情報を変更・閉鎖する。	・事業者に関する情報については、法人住民税や保健所情報、家屋評価システムからの情報（事業用家屋の登録）などで把握している。
4	申告内容の審査	1 申告書の審査	前年度の申告書の取得価額計と、当年度の申告書の前年取得価額の突合確認	
		2 種類別明細書の審査	1 未記入や誤記入、計算誤り等の確認	
			2 種類別明細書の資産1品データの確認（前年度に申告された資産が除却・修正されずに申告されているかどうか、増減修正があった資産など）。 特に、前年以前に取得された資産が追加されていた場合は、この時点で過年度分を修正する必要がある。	・申告内容に不備がある場合は、課税庁から申告者に電話等で確認し、申告書を再提出させる又は職権による修正で対応している。
			3 償却資産として課税すべきではないものが含まれていないかの確認（非課税資産、自動車など）	
			4 資産ごとに特例の適用状況（適用年度、適用資産）を確認し、適用可否を判断する。 また、事業者からの申請書（特例適用可否判断を行うための添付資料）の確認も併せて行う。	
5	申告データのシステムへの入力・取り込み（課税データへの反映）	1 申告書の入力・取り込み	申告書データを基幹税務システムに取り込む。 ただし、団体によっては、種類別明細書のみをシステムに取り込み、申告書は取り込まない（システム上で合算させる）ケースもある。	
		2 種類別明細書の入力・取り込み	種類別明細書データを基幹税務システムに取り込む。この段階で特例適用資産のチェックを行う団体もある。 ただし、団体によっては、データ容量や事務作業の手間を考慮し、申告書データのみを取り込み、種類別明細書データは取り込まないケースもある。	・この段階で、「4 申告内容の審査」を行う団体もある。 ・特に、申告データを基幹税務システムに登録することを外部事業者に委託（バッチ処理・パンチ委託）している場合は、入力エラー・アラートとして検出させているケースがある。
		— (上記1、2について) データ入力委託	団体によっては、申告データの取り込みを外部事業者に委託するケースがある。 (例) ・増減資産数が多く、明細内容に不備がない場合：職員がシステムに取り込む ・増減資産数が多く、明細内容に不備がある場合：外部事業者によるバッチ処理・パンチ入力を委託し、外部事業者がデータをシステムに取り込む	
		3 課税データへの反映	基幹税務システムに入力された申告データを課税データとして処理する。 なお、申告データのシステムへの取り込み完了により、自動的に課税データ化されるケースがある。	
6	システム入力結果検証作業	1 突合作業等	確認リスト等により、申告されたデータと、課税するデータの突合確認を行う。 特に、申告されたデータを入力する者とは別の者が、確認を行うケースが多い。	

紙申告に係る申告受付・審査事務フロー（調査結果）

No	大分類	中分類 (作業項目)	小分類 (作業内容)	備考		
1	プレ申告書（はがき等）の作成・送付	1	作成 前年度の申告情報（納税義務者に関する情報）を当年度に移行しつつ、 ・前年度申告された資産を1年減価させたデータを作成する 若しくは ・前年度の取得価額及び価額を、当年度の前年度の取得価額及び価額に移行することで対応している。	・団体によっては、プレ申告データを作成せず、所有者情報のみ記載した申告書等を送付しているケースもある。		
		2	送付 上記により作成したプレ申告データを書面（はがき等）に印刷して郵送する。 その際は、申告を慫慂する文書や申告の手引き等も同時に送付する。			
2	開封・受付・仕分け	1	開封・受付 封筒を開封し、送付された書類（種類別明細書や添付資料等）を確認する。 その上で、受付簿等に、受付日や法人番号等を記入する。 受付簿に記入し、受付印を押印する。			
		2	仕分け 申告者ごとに印刷した申告書等を、 ・新規事業者か、前年度も申告があった事業者か ・全資産申告か、増減資産申告か ・資産の増減があるのか、ないのか 等で仕分けを行う。			
3	所有者情報審査	1	確認 申告された所有者情報と、従前から所持している基幹税務システム等の所有者情報（宛名情報）とを突合確認する。 なお、プレ申告書等（はがきも含む）を送付している場合は、当該書類との突合確認を行う。			
		2	登録・変更・閉鎖 新規に申告された事業者である場合、基幹税務システム等の宛名情報を追加する。 また、所有者情報の変更や廃業等により申告すべき資産がなくなった事業者については、所有者情報を変更・閉鎖する。			
4	申告内容の審査	1	申告書の審査 前年度の申告書の取得価額計と、当年度の申告書の前年取得価額の突合確認	<ul style="list-style-type: none"> ・申告内容に不備がある場合は、課税庁から申告者に電話等で確認し、申告書を再提出させる又は職権による修正で対応している。 ・資産を多く所有している事業者分は、全ての資産ではなく、増加・減少した資産の確認するケースが多い（全資産の確認は膨大な時間がかかるため） 		
		2	種類別明細書の審査		1	未記入や誤記入、計算誤り等の確認
					2	種類別明細書の資産1品の確認（前年度申告された資産が除却・修正されずに申告されているかどうか、増減修正があった資産の内容確認など）。 特に、前年以前に取得された資産が追加された場合は過年度修正となる。
					3	償却資産として申告すべきではないものが含まれていないか（非課税資産、自動車など）
					4	特例の適用状況（適用年度、適用資産）を確認し、適用可否を判断する。 加えて、事業者からの申請書（特例適用可否判断を行うための添付資料）の確認も併せて行う。
5	申告データのシステムへの入力・取り込み（課税データへの反映）	1	申告書の入力・取り込み 申告書データを基幹税務システムに取り込む。 ただし、団体によっては、種類別明細書のみをシステムに取り込み、申告書は取り込まない（システム上で合算させる）ケースもある。	<ul style="list-style-type: none"> ・この段階で、「4 申告内容の審査」を行う団体もある。 ・特に、申告データを基幹税務システムに登録することを外部事業者に委託（バッチ処理・パンチ委託）している場合は、入力エラー・アラートとして検出させているケースがある。 		
		2	種類別明細書の入力・取り込み 種類別明細書データを基幹税務システムに取り込む。この段階で特例適用資産のチェックを行う場合もある。 ただし、団体によっては、データ容量や事務作業の手間を考慮し、申告書のみを取り込み、種類別明細書は取り込まないケースがある。			
		—	（上記1、2について）データ入力委託 団体によっては、申告データの取り込みを外部事業者に委託するケースがある。 （例） ・増減資産数が多く、明細内容に不備が無い場合：職員がシステムに取り込み ・増減資産数が多く、明細内容に不備がある場合：外部事業者者にバッチ処理・パンチ入力を委託して取り込み。			
		3	課税データへの反映 基幹税務システムに入力された申告データを課税データとして処理する。 なお、申告データのシステムへの取り込み完了により、自動的に課税データ化されるケースがある。			
6	システム入力結果検証作業	1	突合作業等 確認リスト等により、申告書等と課税データの突合確認を行う。 特に、申告書等のデータを入力する者とは別の者が、確認を行うケースが多い。			

地方税における電子化の推進に関する検討会 実務者WG 中間とりまとめ

令和2年9月18日

地方税における電子化の推進に関する検討会 実務者WG 委員

倉木 淑子	東京都主税局税制部システム管理課長
広津 滝	福岡県総務部税務課課長補佐
三浦 信大	横浜市財政局固定資産税課土地担当係長
小楠 理恵	浜松市財務部税務総務課長補佐
加来 尚史	三鷹市市民部資産税課主事
岡田 寿史	前橋市政策部情報政策課長
福田 雅一	石川県河北郡津幡町課長補佐兼納税推進室長
川田 卓也	香川県綾歌郡宇多津町税務課長
秋庭 孝司	山形県東田川郡庄内町税務町民課住民税係長
井上 伸	株式会社TKCシステム開発本部税務情報システム開発センター長
溝口 みずほ	株式会社NTTデータ社会基盤ソリューション事業本部 デジタルコミュニティ事業部第一ビジネス統括部第一営業担当課長
齋藤 恭介	株式会社日立製作所公共システム事業部全国公共システム第一本部 自治体システム第五部 第四グループ主任技師
賀川 健太郎	富士通株式会社第二行政ソリューション事業本部シニアマネージャー
家田 拓郎	日本電気株式会社公共システム開発本部プロジェクトマネージャー
篠木 康信	株式会社RKKコンピューターサービス公共システム本部 東日本システム部東日本システム2課主任
渡辺 芳樹	全国銀行協会（三井住友銀行事務統括部手続企画グループ部長代理）

検討経過

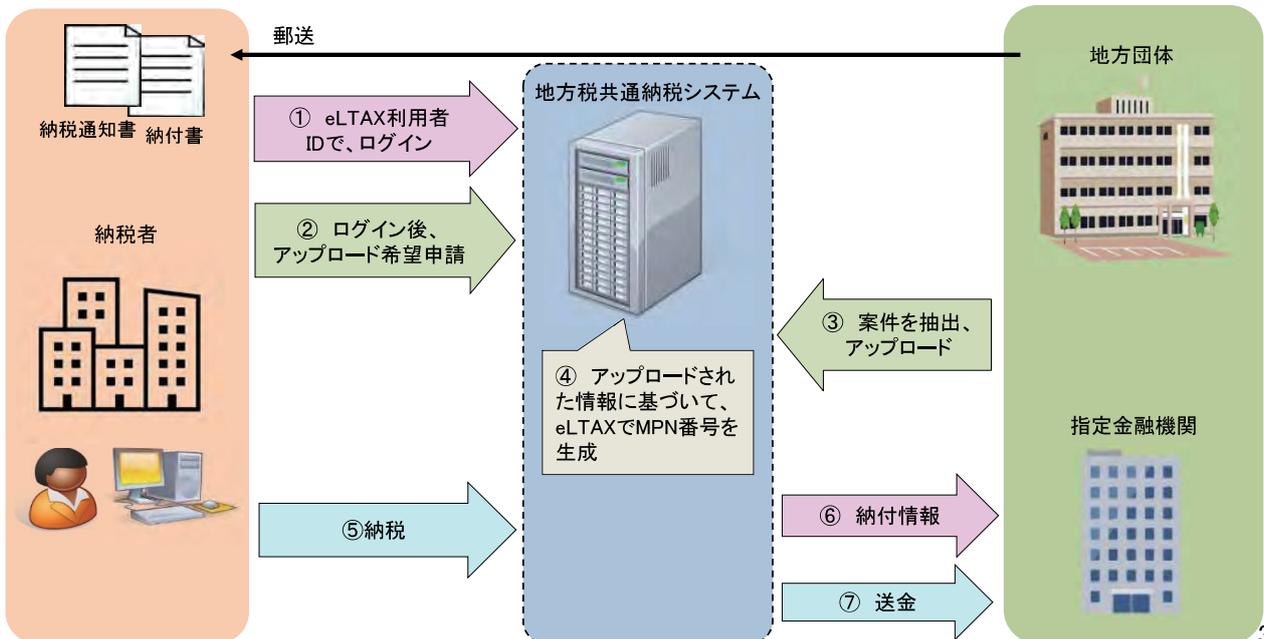
	時期	議題
令和元年度 第1回	令和2年3月9日	・地方税共通納税システムの税目拡大に関するアップロード案の深掘り
令和2年度 第1回	令和2年6月9日	・第1回WGにおける各論に対する主な意見 ・検討の方向性の大枠
令和2年度 第2回	令和2年7月14日	・中間とりまとめ案

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面開催又はオンライン開催とした。

2

とりまとめ概要

- 地方税共通納税システムの更なる対象税目の拡大については、全ての地方団体が一斉スタートする仕組みとする。
- 納税者は地方団体に対し、アップロードの希望申請を行い、地方団体は「納付書情報」をアップロードする。
- 対象とする納税者の範囲については、法人は対象とするが、個人についても引き続き検討。
- 対象とする税目については、まずは固定資産税とするが、自動車税・軽自動車税(種別割)等も同時期に開始できるか、引き続き検討。



3

とりまとめ(総論)

総論

- アップロード案については、納税者の利便性が損なわれないよう、全ての地方団体が一斉スタートする仕組みとして、できる限り早期の実現を目指す。

※ 納税通知書の情報をアップロードする場合、記載情報が多いため、小規模地方団体においても、全国統一ルールで抽出しeLTAXに登録するための基幹税務システム改修が必要と見込まれる。また、全地方団体に基幹改修を求めるならば、多数を占める個人納税者への電子送付の必要性も高まる。結果として、全国統一の抽出ルールの作成や厳格な租税債権発生を担保できるシステムの検討に時間を要し、また、全地方団体においてシステム改修が比較的大規模なものとなると想定される。一方、共通納税システムのスタート時においては、小規模市町村について、必ずしもシステム改修を伴わず、手作業での対応も可能としたことから、全国一斉スタートが可能であったことも踏まえる必要がある。

- したがって、現行の共通納税システムを活かして早急に納付の電子化を実現する観点から、納付書の情報をアップロードする案とする。
- 手作業でアップロード可能な仕様等を検討するとともに、小規模団体に、アップロードを行う際の簡易ツールを開発・配布することについても併せて検討。
- 対象とする納税者の範囲については、ニーズが強いと考えられる法人を対象とするのはもちろんであるが、個人についても、給与特徴に加え償却資産申告も行う個人事業主のニーズがあると考えられることや、全ての地方団体において、電子的な納税手段を備えることにもなることから、個人を対象にすることも引き続き検討。個人を対象とする場合、e-Taxと同様に、マイナポータルと連携することも検討。
- 対象税目については、経済界からの要望の強い固定資産税を念頭に検討を進めてきており、固定資産税を対象とするが、納付書の情報をアップロードする場合、納税通知書ほど税目ごとの相違が大きくないため、地方税の電子化が求められている実情を踏まえ、自動車税・軽自動車税(種別割)等も同時期に開始できるか、検討。

4

とりまとめ①

アップロード希望申請

- アップロード申請を行う際、紙の納付書の送付の要否については、納付書は処分通知ではなく便宜のための書類であり、制度的には、紙の納付書の併送が可能。他方で、口座振替の場合、紙の納付書を送付していない地方団体もあることから、アップロードした場合の紙の納付書の取扱いについては、各地方団体の判断によるものとする。
- アップロードの希望申請については、地方団体におけるアップロードまでの所要日数等の実情を把握し、納期限間近の案件についてのアップロード希望申請については、納税者からの申請期限を定めることが必要。ただし、全国一律とするか、団体ごとに設定可能とするかは要検討。
- アップロードする情報については、基本は、納付書の情報とするが、実際にアップロードする情報については、地方団体の実務を踏まえ、引き続き検討を行う必要。
- アップロード希望については、一度の申請だけで済むような(毎年継続的に提供されるような)仕組みを構築する必要。
※ その場合、翌年度以降の賦課内容の変更(課税対象資産の発生・消失・変更、納税者の合併・名称変更・改姓・域外移転など)の場合に、アップロードを継続するの可否等、(口座振替の制度などを参考に)一定のルール作りが必要。

5

とりまとめ②

アップロード希望のための改修

- 納税者からアップロード希望があった場合は、地方団体から納付書単位でアップロードを行う。
- 地方団体における納税者や納付案件の特定を行う際の案件特定キーについては、「納税通知書番号」とする。その際、各地方団体によっては「納税通知書番号」という表現を用いていない地方団体や、「整理番号」等の複数の番号を納税通知書・納付書に印刷している地方団体なども存在しているため、納税者が混乱なく必要な案件特定キーを入力できるような工夫が必要。

<「納税通知書番号」を案件特定キーとした場合の留意点>

- ・ 初回アップロード希望時に、希望する「地方団体の選択」と地方団体の納税通知書ごとに、案件特定キーである納税通知書番号の入力を行う必要があり、案件特定キーについては、各税目ごとに行う必要がある。
- ・ 各地方団体は、提示された納税通知書番号により、納税通知書単位で納付情報をアップロードする。
- ・ 固定資産税における共有物件については、納税通知書が別のもは別案件として扱い、共有者のうち、納税通知書を紙で保有している納税者から希望があればアップロードする。

- 納税者は、アップロード希望の際には、予めeLTAXの利用者IDを取得したうえで、希望する「地方団体及び税目の選択」と地方団体ごとの「案件特定キーの入力」を行う。
- 納税者がアップロード希望申請の際に、案件特定キー等の入力を誤る場合も考えられるので、希望申請を出した後の修正や、入力誤りをチェックする体系的な工夫が必要。また、地方団体の事務処理誤りにより、誤った情報をアップロードする場合も考えられるので、地方団体から共通納税システムへアップロードした情報の取消処理をシステム化するなどの対応も必要。
- アップロードの希望申請については、地方団体におけるアップロードまでの所要日数等の実情を把握し、納期限間近の案件のアップロード希望申請については、納税者からの申請期限を定めることが必要。ただし、全国一律とするか、団体ごとに設定可能とするかは要検討。(再掲)

6

とりまとめ③

その他

- 納税手続については、現行の共通納税システムと同様とする。
- 分割納付(各納期ごとの納付)や全納期分の一括納付についても、対応する。
- アップロード希望申請の受付(及びアップロードされた旨)のお知らせについては、共通納税システムで対応。
- 納税者の納付書情報のeLTAXでの保有期間については、機構において検討。

今後の検討課題

- 納税通知書の電子化については、引き続き検討を行う。
- 紙の納付書を用いる個人等の納付手段多様化の方策として、QRコード案も並行して検討することが必要。
- 納税通知書などの告知行為がなく納付できる延滞金を含めるかどうか、要検討。

7

基幹税務システムの 標準化の検討状況について

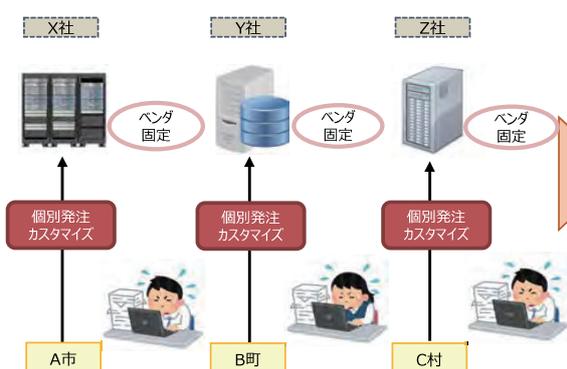
令和2年12月17日

1. 税務システム等標準化検討会について

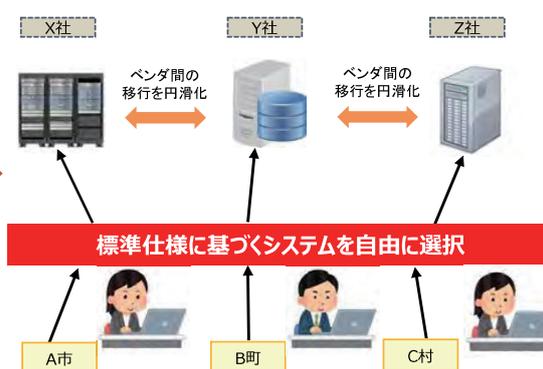
税務システムの標準化

- 地方団体の基幹税務システムについては、各地方団体が独自に構築・発展させてきた結果、発注・維持管理や制度改正対応などに個別に対応する人的・財政的負担が発生。また、住民・企業等のサービス利用者にとっては、地方団体ごとに異なる対応が必要。
- これらの課題を解決するため、標準仕様に基づくシステムを原則としてカスタマイズせずに利用するといった「システム標準化」を推進し、より効率的な行政を実現。
- 本年度から税務システム等標準化検討会を開催し、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、収滞納管理の各業務に係る市区町村のシステムの標準化について検討。令和3年夏頃までに標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成予定。

【標準化前】



【標準化後】



2

地方税務手続のデジタル化に関する政府決定

○成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

6. 個別分野の取組（2） iii）③世界で一番企業が活動しやすい国の実現

イ）税・社会保険手続の電子化・自動化

・**地方税共通納税システムの対象税目の拡大として**、2021年10月より個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関する金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化に取り組むとともに、**地方団体及び経済団体等における検討の状況を踏まえつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大について検討を継続し、システムの利用促進に向けた今後の方向性を得る。**

・税・公金のキャッシュレス化・法人の電子納付手段に関して、ダイレクト納付も含めた口座振替申込のオンライン完結の実現に向けた課題や**個人住民税の特別徴収税額通知書**や年金関係を始めとした行政機関等からの**処分通知等の電子送達**の在り方等を検討する。

○デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）（抄）

11. 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進 11. 2

(2) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

地方公共団体における情報システム等の共同利用を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度（令和2年度）に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（…**固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）**…）について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。（略）

②地方税（総務省）

（略）**市町村の基幹税務システムについては、2020年（令和2年）夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。**

（略）

3

目指す姿

税務システム等標準化検討会
(第2回)資料より

背景

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、地方団体の情報システムについては、国の主導的な支援の下で標準化等を進めることとされているところであり、地方団体の業務プロセス・情報システムの標準化を進めることとなった。
- 併せて、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日諮問会議決定)及び「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)においても、住民記録分野に加え、介護保険等の福祉分野や地方税分野についても、令和2年度以降、業務プロセス・情報システムの標準化を進めることが明記されており、これに沿って推進することとなった。
- 先行して標準化の検討を行っている住民記録分野の検討内容を踏まえて、地方税分野でも検討を行う。

標準化による各主体のメリット

- (1) 住民・企業等のサービス利用者: 地方団体毎に異なる様式・手法が統一的に実施されることで、手順の簡素化や合理化が実現する。
- (2) 地方団体: 限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、システム調達や法令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、他の業務に人材を充当できる。また、財政面では、カスタマイズ抑制、システム共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理費用を削減する。
- (3) 事業者: 個別のカスタマイズ要望が減ることによりその対応に係る負担が減少し、人口減少下で希少化するシステムエンジニアの人員を他の分野に投入し、創意工夫による競争が可能となる。

効果

- (1) 地方団体のシステム調達において標準仕様を活用することで、調達プロセス自体を大幅に効率化する。
- (2) 標準仕様を活用した調達により、カスタマイズの抑制と維持管理コストの削減を図る。また、事業者間での円滑なシステム更改も可能とする。
- (3) カスタマイズ抑制により、広域クラウドの推進を図る。

4

方向性・方針

税務システム等標準化検討会
(第2回)資料より

方向性

- 地方団体、事業者、関係者がコミットした形で市区町村における地方税分野の基幹システムに係る標準仕様書を作成する。《令和3年夏頃までを予定》
- 各事業者(※1)は、標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載する。
※1 事業者間の競争環境を確保。各社が標準システムを自由に提供し、競争環境の中で、各地方団体が各社の製品を自由に選択可能となる姿を目指す。
いずれは、全国的なサービスとしてLGWAN等のクラウド上でパッケージシステムの提供サービスを実施することが推奨される。
- 地方団体は、システム更新時期(5年程度)を踏まえつつ速やかに導入する。その際、各地方団体が原則としてカスタマイズせずに利用する姿を実現する。

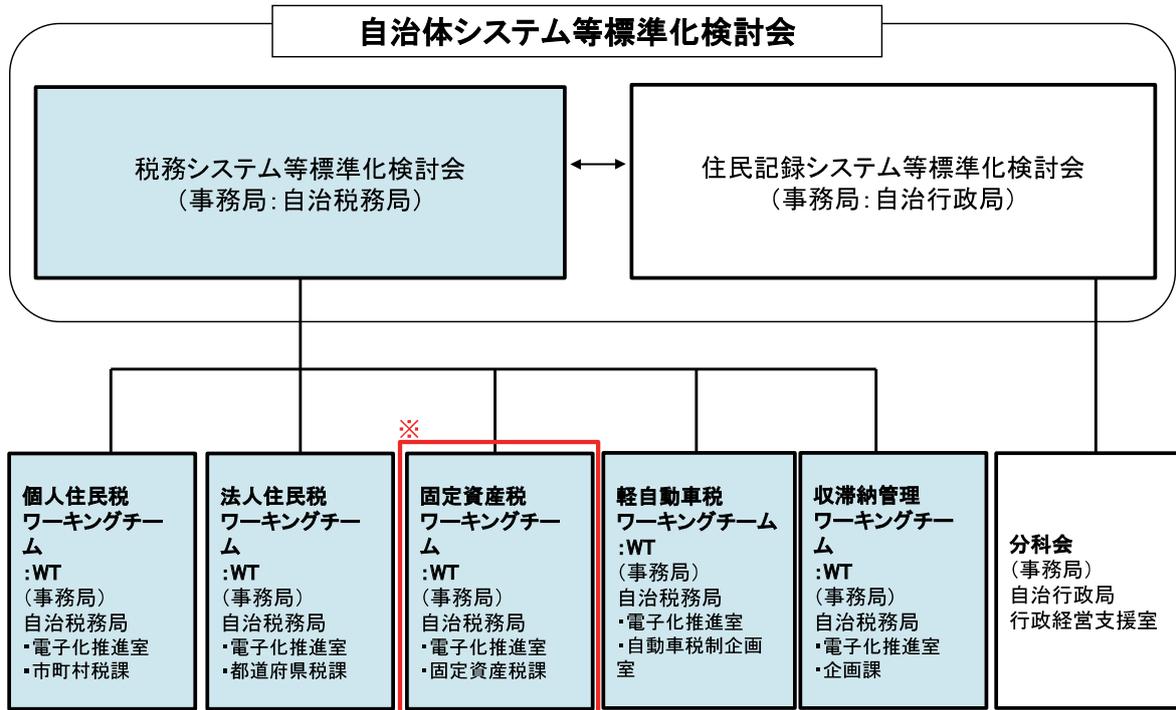
方針

- (1) 対象団体: 全ての市区町村。
- (2) 対象分野: 地域情報プラットフォーム標準仕様書(※2)における地方税業務ユニット(個人住民税・法人住民税・軽自動車税・固定資産税・収滞納管理)を基本とする。
※2 地方団体の庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様。地方団体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等27業務の情報システムについて標準化。(一財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として公開・運用中。
- (3) 標準仕様書の取り扱い: 住民記録システム標準仕様書で検討されている標準準拠の基準(※3)と同様とする。異なる取り扱いを行う場合は、検討会・WTにおいて議論を行い、明らかにする。
※3 標準化対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】、【実装しない機能】、【実装しなくても良い機能】の3類型に分類し、可能な限り3類型のいずれかに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、事業者間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。

5

総務省の検討体制

税務システム等標準化検討会
(第2回)資料より



※これまでに固定WTを9回開催。令和2年度は令和3評価替えの準備作業があるため、他税目と比べて、早期に検討を開始した。

全体スケジュール

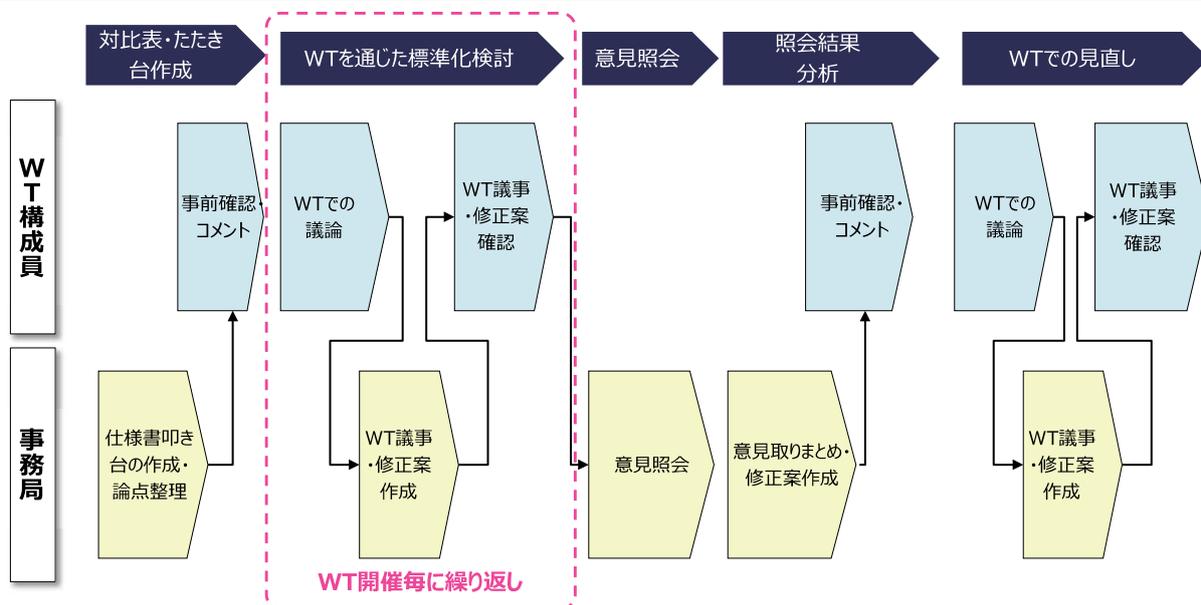
税務システム等標準化検討会
(第2回)資料より

令和元年度				令和2年度								令和3年度		標準仕様書作成	令和4年度				
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	春～夏	夏～	度～	
			● 第1回関係府省会議						● 第2回関係府省会議				● 第3回関係府省会議						
委託事業者選定に係る準備		検討会の体制を整理 自治体クラウド実施等地方団体の仕様書収集		構成員(地方団体)及び準構成員(事業者)の機能要件を元に、標準仕様書及び業務フローのたたき台を作成		対比表を作成 WTにて議論		対比表を作成 WTにてレイアウトを含め、議論		WTにて、データ項目や様式のレイアウトの統一の必要性を整理し必要なものは統一		市区町村・事業者意見照会		検討会・WTにて必要に応じて修正 市区町村・事業者意見照会		検討会・WTにて必要に応じて修正		事業者が標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載 各地方団体のシステム更改時期に併せて標準仕様標準システムを導入	
都道府県毎の統計様式の違いを調査の上、標準化を検討																			

WTの検討プロセス

税務システム等標準化検討会
(第2回)資料より

- WTでは、事務局にて構成員・準構成員から提供された仕様を対比突合して作成した標準仕様書の叩き台(事務局案)及び検討項目(論点案)を用いて、標準仕様書素案を議論。
- WTでの議論の後、全地方団体や準構成員(事業者)へ意見照会を行い、意見を踏まえた上で事務局の修正案や論点をWTに提示。



8

標準化検討対象範囲(システム)

税務システム等標準化検討会
(第1回)資料より

- 検討対象システム: 地方税(個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税、収滞納管理)の業務に係る市区町村の基幹システム。
- 各税目に係るサブシステムは、検討の対象範囲外。収滞納管理業務のうち、国民健康保険税や「料」に係る業務は対象範囲外とする。

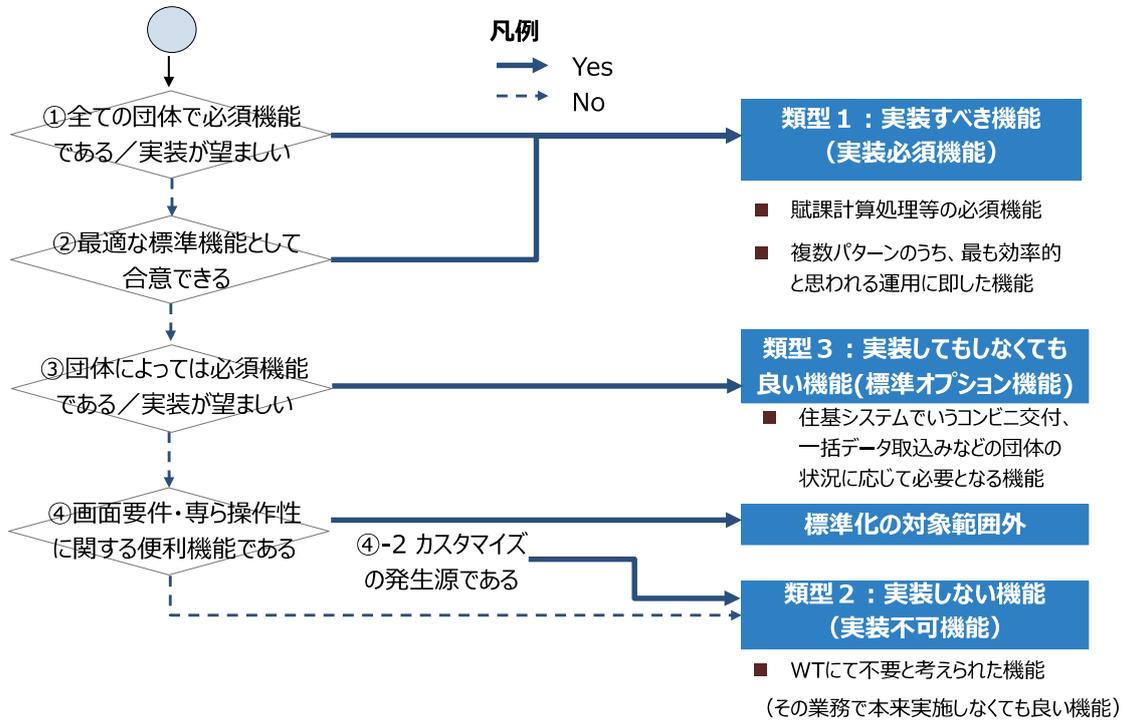
	標準化の検討範囲	標準化の検討範囲外 (例)
個人住民税	課税・徴収に関する業務機能で、 基幹システムの機能として提供され ている範囲	課税資料イメージ管理や申告支援等、別パッケージの組み合わせが一般的であるサブシステム
法人住民税		法人住民税システムに実装される収滞納機能 (収滞納管理のWTにて議論・包含)
軽自動車税		
固定資産税		家屋評価、土地評価等、別パッケージの 組み合わせが一般的であるサブシステム
収滞納管理		電話催告等、別パッケージの組み合わせが 一般的であるサブシステム

9

WTでの標準仕様案（機能要件）の考え方（判断フロー）

税務システム等標準化検討会
（第2回）資料より

○ 各税目WTにて、対比表を基に標準仕様案を検討するに当たっては、以下の流れを基本とする。



10

WTでの標準仕様案（機能要件）の考え方（判断基準）

税務システム等標準化検討会
（第1回）資料より

① 全ての団体で必須機能である／実装が望ましい

全ての団体で同様の機能を要望している／実装が望ましい

- ・当該機能がないとシステム化の意義が薄まる／全団体で効率化や市民サービス向上の効果が得られるため、WTにて全会一致で必須機能又は実装が望ましいと結論できる
- ・全ての製品に機能が実装されているため、全国の地方団体で要望されていると推察できる

② 最適な標準機能として合意できる

WTにて最適な機能が一意に決定できる

- ・地方団体の業務運用が複数パターンあることに起因して機能要求に差がでているが、最も効率的な／本来あるべき運用をWTにて選定でき、それに沿った機能要求を定義できる
- ・法解釈の差異や自治範囲となる運用方式に起因して機能要求に差が出ているが、標準化の指針を総務省として提示できる（WTで結論が出せないものを想定）
- ・将来的な住民サービス等の在り方や電子地方団体の推進施策等を踏まえ、システム実装についての指針を出すべきと判断できる

③ 団体によっては業務上の必要性が認められる／実装が望ましい

WTにて一部の団体における業務上の必要性が認められる／実装が望ましいと結論できる

- ・全ての団体で必須ではないが、政策／条例／住民サービスの実施方式により、一部の団体においては必須となることがWTにて認められる
- ・全ての団体で必須ではないが、地方団体の規模によっては対象のデータ数が数万件に達するなど、当該機能がないと業務が非効率的になることがWTにて認められる
- ・全ての団体で必須ではないが、地方団体の組織体制（機能を集約している、支所があるなど）／外部委託の有無によっては、当該機能がないと業務が非効率的になることがWTにて認められる

④ 画面要件・専ら操作性に関する便利機能である

画面要件や、業務遂行に必須ではない専ら操作性に関する機能

- ・画面表示・画面遷移や、ヘルプやガイドの具体的内容、リストを出力するか画面で確認するかなどのシステムの操作性に係る機能である
- ・ただし、上記に当てはまる場合でも、カスタマイズの発生源になっているなどの場合はこの限りではない（類型2：実装不可とする）

11

標準仕様書の構成要素

税務システム等標準化検討会
(第1回)資料より

- システムを構成する主要な機能要件、帳票要件(システムから出力するもの)、業務フロー、非機能要件が対象。
- システムの画面要件及び専ら操作性に関する機能(ヘルプやガイドの具体的内容等)は、カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則として対象外とする。

項目	対象	理由・詳細
機能要件	機能	○ 最も効率的な運用方式を検討し、機能を標準化する
	画面表示(画面遷移等)・操作性	× システムの実装に関する内容であり、各社の創意工夫に委ねる
	データ要件	○ 中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹システム内で管理するデータの項目、内容等を整理する
	外部連携IF	○ 地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、基幹システムが他から受け取るデータの項目、内容等を整理する
帳票要件	外部帳票	○ 複数の地方団体とやり取りがある法人等の事務負担軽減や、独自様式によるカスタマイズ抑制に寄与する
	レイアウト	△ 原則法令に規定があるものや統一指針があるものを中心に定義する その他、AI-OCRやRPAの対象となり得る申告様式等は、可能な限り標準様式を定義する
	出力項目	○ 統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する
	内部用帳票	○ エラーチェックを画面制御として実施する、エラーリストとして出力するなど、多くの帳票はシステムの機能に依存しているため、原則機能要件として定義する。 カスタマイズの発生源になる場合又は業務要求で必要な場合は、出力項目・レイアウトを定義する。
業務フロー	○ 要件の運用イメージを確認できる業務フローを定義する	
非機能要件	文字	○ 住民記録システム等標準化検討会で示されている要件をベースに検討する
	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー	○ 住民記録システム等標準化検討会で示されている非機能要件をベースに検討する

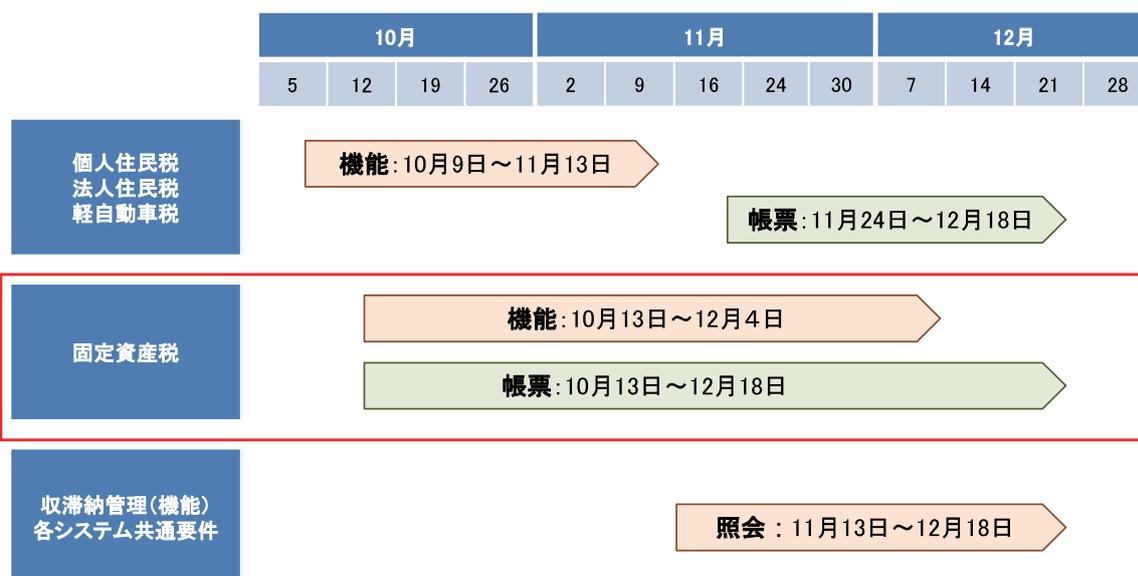
各税目のWTでたたき台を検討・作成し、
全地方団体及びベンダーへ照会
要件確定後に
検討予定

12

全国意見照会 実施スケジュール(案)

税務システム等標準化検討会
(第2回)資料を修正

- 各WTの進捗状況に応じて、全市区町村に対し、機能・帳票それぞれの標準仕様書案を提示し、意見照会を実施する。



13

2. 償却資産に係る機能要件・帳票要件の概要

14

固定資産税WTの開催状況

開催時期

		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	
		7/9	7/22	7/31	8/7	8/26	9/8	9/23	9/30	10/12	
議題	機能要件	WTの進め方、 対比表の見方等	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	全国照会直前の たたき台策定	
	帳票要件					①	②	③	④		
			事務局案への意見聴取				構成員からの意見を反映				
							事務局案への意見聴取 外部帳票印字項目の調整		構成員からの意見を反映		

構成員

総務省	総務省自治税務局(電子化推進室、固定資産税課)
地方団体	東京都、浜松市、神戸市、前橋市、三鷹市、三条市、飯田市、富士市、豊橋市、南国市、埼玉県町村会
上記以外	地方税共同機構、(一財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)、内閣官房(情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官)

※なお、検討会本体及びいずれの税目のWTの構成員は同じ団体である。

15

機能要件対比表の構成(固定全体)

大分類	中分類	小分類(機能の概要)
1. 土地管理	1.1. 土地登記情報マスタ管理	土地の登記情報の管理に関する機能
	1.2. 土地(補充)課税台帳管理	土地(補充)課税台帳管理や現況情報管理、土地評価システムとの連携などに関する機能
2. 家屋管理	2.1. 家屋登記情報マスタ管理	家屋の登記情報の管理に関する機能
	2.2. 家屋(補充)課税台帳管理	家屋(補充)課税台帳管理や現況情報管理、家屋評価システムとの連携などに関する機能
3. 償却資産管理	3.1. 償却資産課税台帳管理	償却資産課税台帳管理や申告書作成・発送、eLTAXとの連携、評価額等算出などに関する機能
4. 納税義務者管理	4.1. 納税義務者マスタ管理	納税義務者情報の管理に関する機能
	4.2. 共有者管理	納税義務者マスタに紐付けた共有情報の管理に関する機能
5. 特例・非課税類型マスタ管理		特例・非課税関連情報(名称、特例率、対象年度等)の管理に関する機能
6. 賦課処理	6.1. 税率等の設定	税率や納期限の設定に関する機能
	6.2. 名寄処理	納税義務者ごとの名寄情報(課税標準額や税額、減免類型)の管理に関する機能
	6.3. 当初賦課処理	各課税台帳情報を基にした当初賦課処理(税額計算等)に関する機能
	6.4. 負担調整措置	土地(住宅用地、商業地等)の負担調整措置に関する機能
	6.5. 更正(税額変更)処理	各課税台帳の異動入力後の情報を基にした更正処理(税額再計算等)に関する機能
	6.6. 調査課税処理(償却資産)	未申告者や前年度申告漏れ資産の抽出、未申告者への催告処理に関する機能
7. 減免等処理	7.1. 減免類型マスタ管理	減免関連情報(名称、減免割合、対象年度等)の管理に関する機能
8. 交付	8.1. 通知書・納付書発行	納税通知書、減免決定通知、発送者一覧、法務局・都道府県への通知に関する機能
	8.2. 証明書発行	各種証明書等の発行に関する機能
9. 返戻・公示	9.1. 返戻・公示処理	返戻関係情報(返戻の有無、書類、日付、公示等)の管理に関する機能
10. 調定・統計	10.1. 調定処理	当初賦課、更正処理に係る調定処理に関する機能
	10.2. 固定資産税関係統計資料	次年度予算見込み時のシミュレーションやEUC機能(汎用データ抽出機能)に関する機能
11. 履歴・検索・照会		履歴管理や検索に関する機能
12. 連携機能		他システムからのデータ取り込みに関する機能

※1 都市計画税については「オプション機能」として掲載されている。 ※2 エラー・アラート機能は、中分類ごとに設定している。

16

機能要件対比表の構成(償却資産抜粋)

大分類	中分類	小分類(機能の概要)
3. 償却資産管理	3.1. 償却資産課税台帳管理	①償却資産課税台帳や台帳に記載しない情報(申告書等の発送日や受付日、申告の種類(電子か紙か)、特例適用・減免情報など)、特記事項などのメモの作成・管理
		②エラー・アラート ③前年度の課税台帳情報の引き継ぎ・更新 ④申告書や種類別明細書、申告はがきの作成や外部委託用データの出力、申告書等の発送情報管理 ⑤eLTAXとの連携(電子申告情報の更新・管理、種類別明細書データの取り込み) ⑥プレ申告データの作成 ⑦申告内容の確認調査(電話確認、資料提供依頼、実地調査)結果情報の管理 ⑧都道府県知事及び総務大臣の配分資産情報の管理 ⑨償却資産の評価額・決定価格・課税標準額の算出 ⑩大規模償却資産の管理 ⑪評価額、課税標準額のシミュレーション ⑫非課税資産の登録 ⑬耐用年数の管理
6. 賦課処理	6.6. 調査課税処理(償却資産)	①未申告者の抽出 ②本年の申告情報を基にした前年申告漏れの資産の抽出 ③未申告者への催告処理 ④エラー・アラート



現在、全地方団体及びシステムベンダーに照会中であり、今後、要件が修正・追加されるもの。

17

帳票要件対比表の構成

種類	帳票数	外部／内部		帳票例
		外部	内部	
固定資産税全体に関わるもの	28	外部	10	名寄帳兼(補充)課税台帳、納税通知書、課税証明書 など
		内部	18	更正対象者一覧、宛名情報異動一覧、課税標準額の特例措置リスト、減免リスト など
土地・家屋で一緒に使用するもの	9	外部	8	課税明細書、評価通知書(法務局) など
		内部	1	区分所有にかかる按分課税者一覧表
土地のみで使用するもの	8	外部	2	土地(補充)課税台帳(閲覧用)、土地縦覧帳簿
		内部	6	土地(補充)課税台帳(内部用)、地区別地目別集計表、土地登記情報マスタの異動確認表 など
家屋のみで使用するもの	10	外部	3	家屋(補充)課税台帳(閲覧用)、家屋縦覧帳簿、(家屋)減失証明書
		内部	7	家屋(補充)課税台帳(内部用)、在来分家屋集計表、構造種類毎統計表 など
償却資産のみで使用するもの	37	外部	18	償却資産申告書(償却資産課税台帳)、償却資産種類別明細書(増加資産・全資産用)、(減少資産用) >「専用紙かつ複写式」、「専用紙」、「汎用紙」の別 償却資産の案内、催告書 >「圧着はがき」、「はがき」、「汎用紙」の別 など
		内部	19	償却資産評価調書、集計表、未申告者一覧 など
合計	92	外部	41	
		内部	51	

※「外部帳票」は印字項目(帳票に印字する項目)を定義して、帳票要件と一緒に照会。

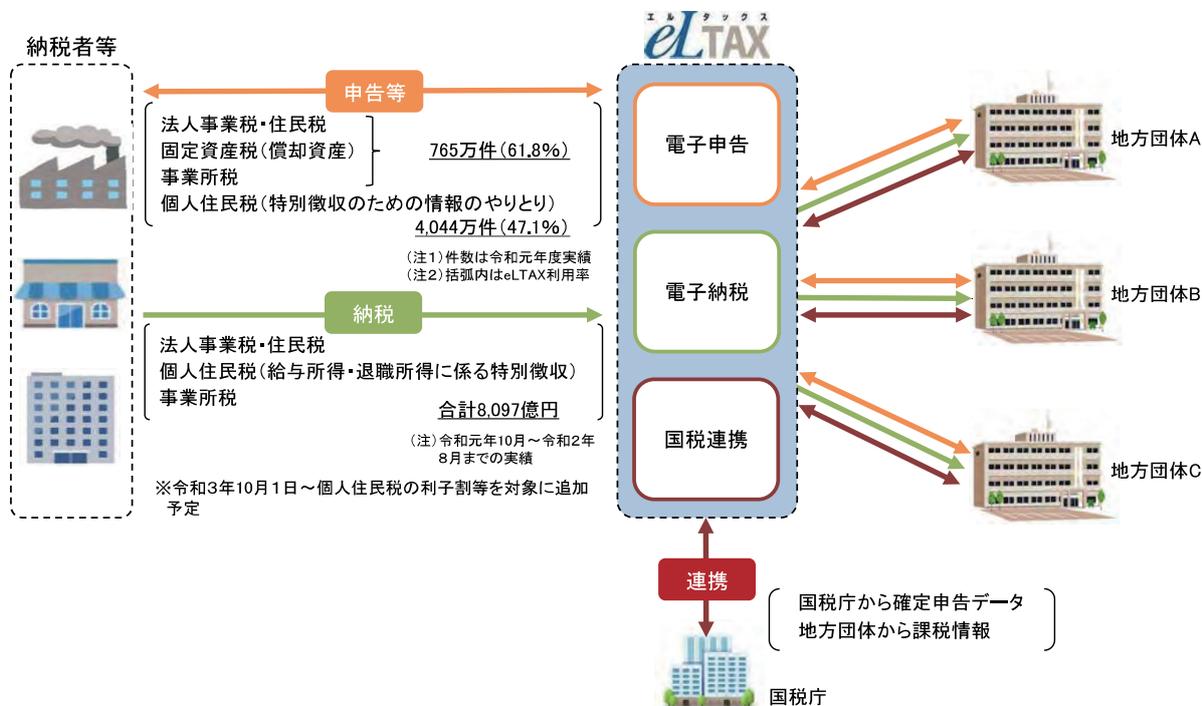
電子申告利用率の向上について

令和2年12月17日

1. 電子申告利用率の現状について

eLTAXの概要

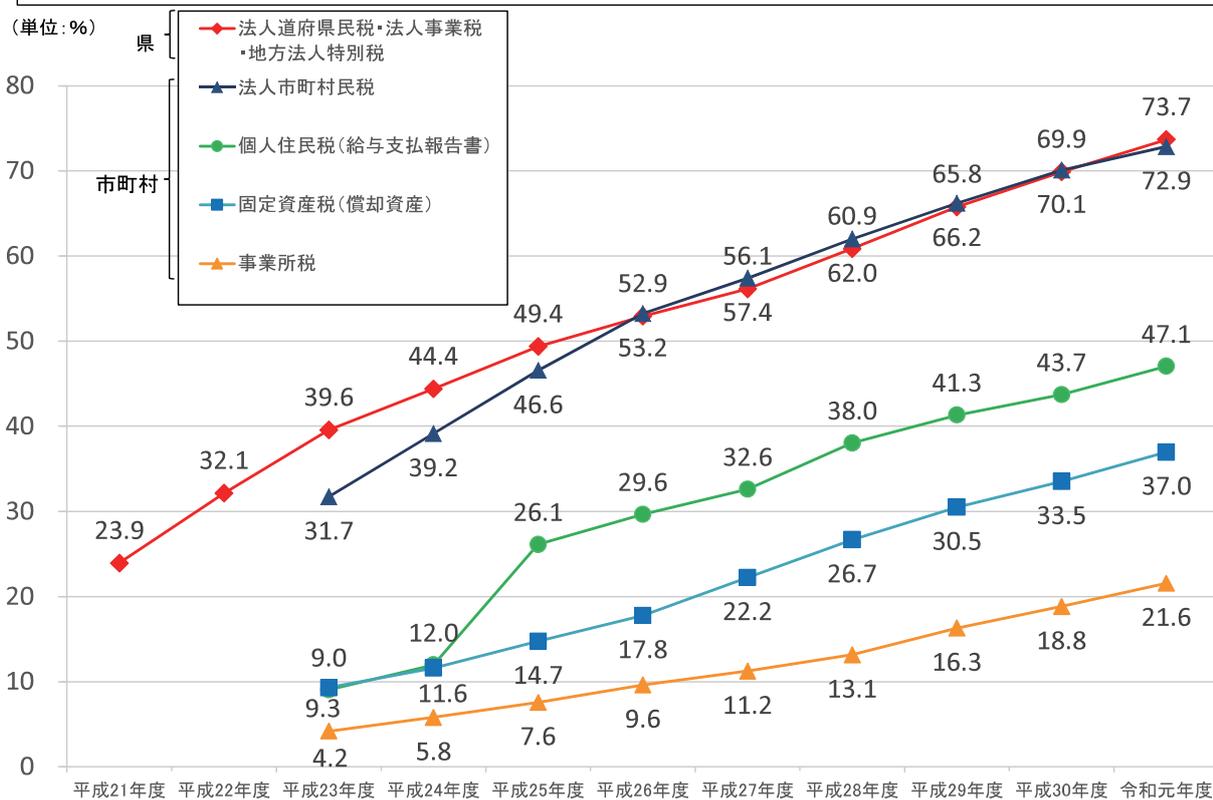
- 複数団体に対する申告等の地方税務手続きを、オンラインにより一括で処理するシステムであるeLTAXが担う役割は順次拡大。
- eLTAXの機能の一部として「地方税共通納税システム」が令和元年10月から稼働。



2

地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移

- いずれの税目についても、年々、電子申告利用率が上昇している。



3

都道府県・市町村税における電子申告利用率

- 固定資産税(償却資産)は、地方法人二税に比べて、電子申告利用率が低い状況にある。
- ただし、前年度の伸びを見ると、固定資産税(償却資産)は、地方法人二税と同程度の水準で上昇してきていると言える。

		年度	全申告件数	電子申告による申告件数	電子申告利用率 (eLTAX利用率)	前年度からの伸び
都道府県	法人道府県民税・ 法人事業税・ 地方法人特別税	平成27年度	3,965,245	2,225,981	56.1%	+3.2
		平成28年度	4,028,577	2,451,398	60.9%	+4.8
		平成29年度	4,084,780	2,686,809	65.8%	+4.9
		平成30年度	4,129,652	2,885,550	69.9%	+4.1
		令和元年度	4,155,237	3,061,486	73.7%	+3.8
市町村	法人市町村民税	平成27年度	4,129,566	2,369,663	57.4%	+4.2
		平成28年度	4,202,523	2,605,197	62.0%	+4.6
		平成29年度	4,265,422	2,823,351	66.2%	+4.2
		平成30年度	4,313,218	3,022,889	70.1%	+3.9
		令和元年度	4,366,488	3,181,046	72.9%	+2.8
	固定資産税 (償却資産)	平成27年度	3,424,502	761,283	22.2%	+3.0
		平成28年度	3,491,685	931,494	26.7%	+4.5
		平成29年度	3,626,022	1,105,959	30.5%	+3.8
		平成30年度	3,692,968	1,238,220	33.5%	+3.0
		令和元年度	3,728,086	1,378,157	37.0%	+3.5

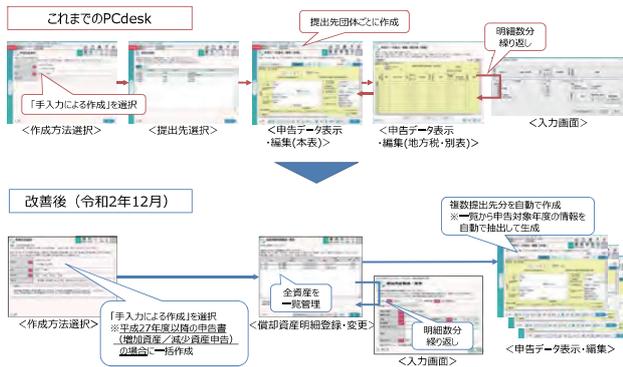
- ※1 固定資産税(償却資産)については、東京都特別区分(東京都への申告分)を含む。
- ※2 全申告件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた申告の全件数(電子申告、紙申告の合計。過事業年度分を含み、訂正・予定・中間・確定・修正申告等の申告の区分を問わない)。
- ※3 電子申告による申告件数は、当該年度内に受理した電子申告による申告件数から、各団体において重複データ・不受理データ等審査済みとせず、課税に使用しなかったデータを除いた件数。

4

償却資産に係るeLTAXの利便性や機能の改善

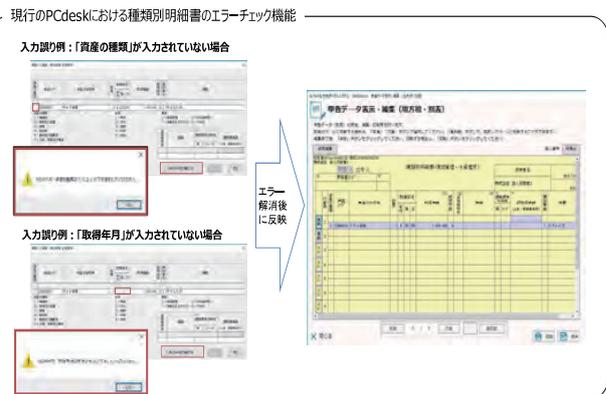
- 固定資産税(償却資産)の電子申告については、納税者・地方公共団体双方の事務の簡素化・効率化の一層の促進に向け、eLTAXの利便性や機能の改善等を進め、電子申告利用率の向上に資するよう環境整備を実施(令和2年12月11日にeLTAXを改修済み)。

○ 複数課税庁への一括電子申告システムの改良



- 提出先団体ごとに申告書(本表)を作成する必要がなくなる(複数提出先分が自動で作成される)。また、償却資産明細登録・変更画面で、提出先団体・各資産明細を入力することが可能になる。
- 一覧から申告対象年度の増加資産登録/減少資産登録の情報を自動抽出して申告データを作成する。

○ 形式的エラーチェック機能の強化



- PCdeskにおけるチェック項目の追加が必要(多くの課税庁から追加要望が寄せられた種類別明細書に関する以下のチェックを追加(令和2年12月))。
 - 「数量」について、必須チェック追加及びチェック範囲を変更(増加・全資産「1~999」、減少「0~999」)
 - 「耐用年数」について、チェック範囲を「2~99」に変更
- 併せて、PCdesk以外のシステムベンダー作成ソフトウェアにおけるエラーチェック機能の強化については、総務省から税務システム協議会を通じてソフトウェアベンダーに要請済み(令和2年2月)

5

総務省からの働きかけ

- 総務省から地方団体宛てに事務連絡を発出し、償却資産の納税義務者等に対して、eLTAXの更なる利用についての積極的な周知と利用の促進を要請している。

令和2年1月23日付け総務省自治税務局事務連絡

「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」(抜粋)

(別紙)

第一 令和2年度地方税制改正 略

第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のように、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。
- ④ 固定資産税(償却資産)の電子申告については、他税目に比して、その利用率が低い状況にあることから、電子申告利用率の向上に資するよう、eLTAXの利便性の向上やエラーチェック機能の強化などの環境整備を進めているところであり、各地方団体においては、電子申告を活用して業務の効率化を進めるとともに、eLTAXの更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会(各支部を含む。)等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。

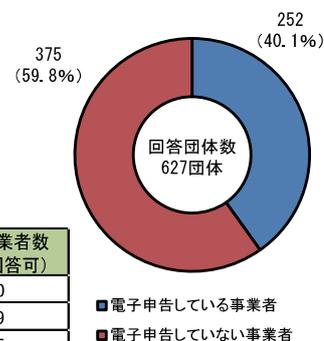
6

アンケート結果（固定資産税（償却資産）を電子申告していない理由）

- ただし、令和元年度に行った事業者及び税理士向けのアンケート調査結果によれば、
- ・ 自社でシステムを整備しているものの、当該システムでは、紙による申告しか対応出来ないため、
 - ・ 税務・会計ソフトウェア又は自社システムが、法人住民税又は法人事業税の電子申告に対応しているものの、固定資産税（償却資産）の電子申告には対応していないため、
 - ・ 電子申告が出来ることを知らなかったため、
- などといった理由から、償却資産について電子申告を行っていない状況にある。

固定資産税（償却資産）を電子申告していない理由

- アンケートにご回答いただいた社は627。
このうち、固定資産税（償却資産）を電子申告していない社は375（59.8%）。



電子申告していない理由	回答事業者数 (複数回答可)
所有している資産数が少ないため	20
申告すべき課税庁が少ないため	49
電子証明書の取得が困難であるため	15
税務・会計ソフトウェア購入費や自社システム開発費が高額であるため	30
税務・会計ソフトウェア又は自社システムが、法人住民税又は法人事業税の電子申告に対応しているものの、固定資産税（償却資産）の電子申告には対応していないため	55
自社でシステムを整備しているものの、当該システムでは、紙による申告しか対応出来ないため	120
電子申告が出来ることを知らなかった	25
その他	125

7

2. 今後の対応方針

8

今後の対応方針

- 本年度の検討テーマである「申告・課税事務の簡素化・合理化」及び「前年度申告データとの突合の自動化(システム化)」は、納税者による電子申告の実施が大前提。
 - また、電子申告利用率が早期に向上することで、今後検討が進む課税庁における業務フローの標準化と相まって、前年度資産との突合(目検)の負担軽減の一助になるもの。
- 数年内に飛躍的な電子申告利用率の向上を図るための方策について検討が必要。

<考えられうる対応(案)>

- ✓ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大
 - 固定資産税や自動車税種別割等の令和5年度以後の課税分について電子的に納税を可能とする措置を講じる予定。
- ✓ 固定資産税(償却資産)の申告にあたり、eLTAXの利用を勧奨する広報媒体(チラシ)の提供
 - 地方団体や税理士会等に対して、広報媒体(チラシ)を配付し、納税義務者に対して、eLTAXの利用を勧奨する働きかけに使用していただくように依頼。
- ✓ 地方団体で電子申告の勧奨の取り組みを収集して紹介
 - ここ数年で電子申告利用率が急激に伸びた団体をピックアップし、その要因等を聴取し、総務省から地方団体への通知等を通じて、これらの取り組み事例を紹介。
- ✓ システムベンダー等への更なる協力要請
 - システムベンダーによるソフトウェア説明会等の機会があれば、その場で償却資産の電子申告について勧奨・周知していただくように依頼。

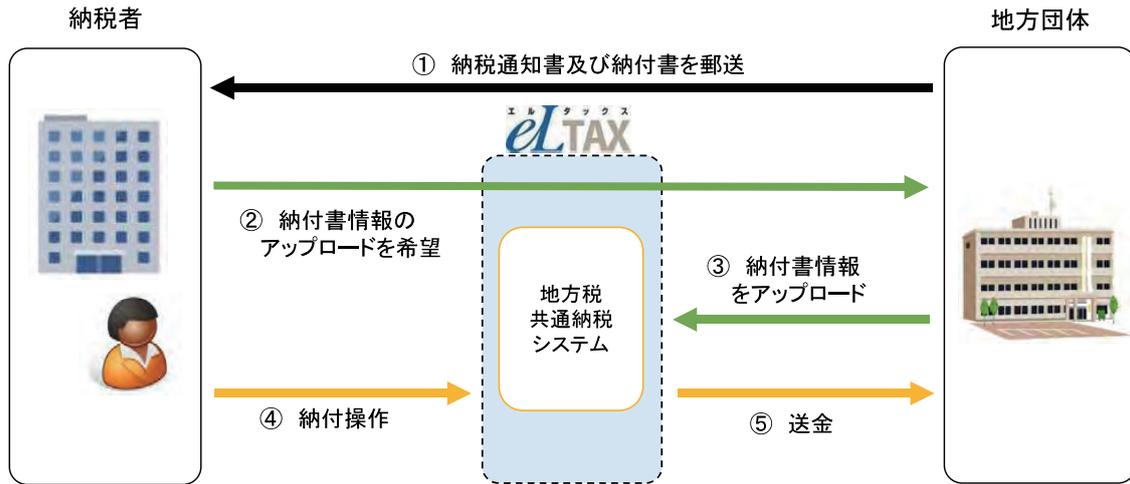
9

地方税共通納税システムの対象税目の拡大(案)

- 地方税共通納税システムの対象税目について、賦課税目である固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加するための所要の措置を講ずる。

※ 令和5年度以後の課税分について適用。

＜対象税目を賦課税目に拡大した場合のイメージ＞



10

自治体の取り組み

- 総務省から、電子申告利用率の伸びが大きい団体を2団体選定してヒアリングしたところ、以下のような回答があった。

A市 【電子申告利用率 H29:42.7% → R元:60.8%(+18.1P)】

- 本市では、平成18年1月の電子申告導入当初から、市税事務全体の方針として、電子申告利用促進のための広報を強化。
 - 電子申告利用率の目標設定を内部通知で明記。
 - 市民税担当において、税理士等への利用勧奨。
 - 各税目において、納税者への郵送物に電子申告のマークや勧奨を記載。



- 償却資産でも、電子申告の利用を促す記事やお知らせを掲載
 - 法人会や税理士会に対するPRを強化、ウェブサイトや市広報の活用
 - 納税通知書の封筒、プレ申告書送付の際に同封する申告の手引き等への記載

○申告の手引き

申告書の提出は便利な電子申告を御利用ください!!

- インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。
- 利用届出(新設)を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- PCdeskで固定資産税(償却資産)申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。

eLTAXの御利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください!!

- ホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/> エルタックス
- 電話: 0570-081459 (ハイショック)
- IP電話やPHSからは: 03-5521-0019

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください!!

○納税通知書

固定資産税 納税通知書在中
FIXED ASSETS TAX BILL ENCLOSED

償却資産の申告は、便利な電子申告で!
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

B市 【電子申告利用率 H29:55.7% → R元:65.9%(+10.2P)】

- 本市では、特段、事業者に対する電子申告の勧奨等を行っていない。
- 市内の事業者の申告形態を見ると、法人税や地方法人二税の税務会計に加え、償却資産の申告も税理士に依頼しており、法人税等の電子申告に合せて、償却資産も電子申告しているため、電子申告利用率が高いものと推測される(電子申告利用率向上について税理士の役割が大きいと考えられる)。

11

固定資産税（償却資産）を申告する皆様へ

エルタックス eLTAX の電子申告を ぜひご利用ください！

1. 電子申告のメリット

① 電子申告のメリット

- インターネットを通じて、オフィスやご自宅から簡単に申告できます。
→ 混み合う窓口に出かける必要が無く、郵送料金もかかりません。
- 紙の申告書作成よりも手間がかかりません。
→ PCdesk（無料）やeLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書への自動入力や自動計算などサポート機能が完備されています。
- 複数の地方団体に資産が所在している場合でも、一度の電子申告で複数の団体に、一括で申告することが可能です。
→ わざわざ地方団体ごとに申告書を作成する必要はありません。

② 償却資産の申告書作成支援機能（一括作成機能）のご紹介（令和2年12月リリース）

画面入力で資産の一覧管理ができます。増加資産や減少資産を反映すると、申告時に変更分を抽出して、提出すべき複数団体へ一括申告が可能です。（詳しくはコチラ：
<https://www.eltax.lta.go.jp/documents/02648>）

① 一覧管理

提出先	資産の名前	数量	取得価格
A市	ヘリコプター	1	999,999
A市	ボート	3	888,888
B市	エアコン	20	777,777
B市	応接セット	2	666,666
C市	ベッド	5	555,555

PCdesk(DL版)

② 一括申告

A市
B市
C市

2. eLTAXのご案内

eLTAXの利用時間	8:30~24:00 (土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。) ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日にご利用いただけます。
eLTAXホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
よくあるご質問	疑問点がある場合は、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。 https://eltax.custhelp.com/



お早めにご申告くださいますよう、ご協力お願いします。

PCdeskは、無料でご利用 いただけます。

eLTAXのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/software/>) からPCdeskをダウンロードいただけます。

申告書の作成をサポート

eLTAX IDと連携して住所、氏名等が自動入力されることや、税額の自動計算等の申告書作成支援機能があります。

また、紙の申告書と同じイメージで、画面表示がされ、様式ごとに印刷することができるなど、様々なサポート機能を備えています。



全国の地方団体へ一括申告

ご利用の資産管理ソフト等で作成した申告データを、CSVファイルで出力すれば、PCdeskで取り込んで申告先の地方団体ごとに分割し、全国の地方団体に一括で電子申告することができます。



情報セキュリティの確保

利用者認証で不正アクセスを防止、ファイアウォール等で外部からの不正アクセスを遮断するなど、高い安全性と信頼性を確保し、利用者の方が安心して利用できるセキュリティ対策を行っています。



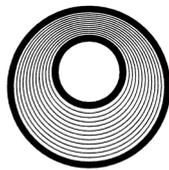
市販の税務・会計ソフトからでもeLTAXを通じて申告することができます。eLTAXに対応しているソフトはeLTAXのホームページ上で公開しています。
<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/software/list/>

償却資産に関する調査研究

－申告制度における申告者側・課税庁側双方の事務の簡素化・効率化について－

令和3年3月

編者 一般財団法人 資産評価システム研究センター（略称：評価センター）
発行者 株丹 達也
発行所 一般財団法人 資産評価システム研究センター
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル8階
TEL 03-5404-7781
FAX 03-5404-2631
(URL <https://www.recpas.or.jp> <https://www.chikamap.jp>)



(一財)資産評価システム研究センター